

都 勞 委 年 報

令和6年

東京都労働委員会事務局

まえがき

この年報は、令和6年1月から令和6年12月までの当委員会の活動状況等を収録したものです。

本誌が、集团的労使関係のより良き形成発展のために、また、労働委員会制度の理解のために、いささかでも参考となれば幸いです。

令和7年4月

東京都労働委員会事務局

目 次

凡例	1
はじめに	3
取扱件数一覧表	5
第1部 概況	
第1章 労働争議の調整	15
第1節 労働争議の調整の概況	15
1 取扱概況	15
2 新規係属状況	16
3 終結状況	17
第2節 争議実情調査	19
第2章 不当労働行為の審査	21
第1節 不当労働行為の審査の概況	21
1 取扱概況	21
2 新規係属状況	22
3 審査状況	24
4 終結状況	31
5 不服申立ての状況	32
第2節 命令・決定事件	34
1 命令・決定事件一覧	34
2 命令・決定事件の分類	36
3 命令・決定事件の概要	42

第3節	再審査事件の概況	67
1	再審査事件の係属状況	67
2	再審査事件の終結状況	67
第4節	行政訴訟事件の概況	75
1	行政訴訟事件の係属状況	75
2	緊急命令申立事件	75
3	確定命令不履行通知	75
第3章	労働組合の資格審査等	79
第1節	労働組合の資格審査の概況	79
1	取扱概況	79
2	新規係属状況	79
3	終結状況	80
第2節	労働関係調整法第37条違反被疑事件	80
第3節	認定告示	80
第4章	組織・運営	81
第1節	組織	81
1	委員会	81
2	事務局	81
第2節	運営	82
1	内部会議	82
2	連絡協議会及び連絡会議	83

第2部 資料

<統計表>

1 労働争議の調整

第1表	調整事件取扱件数	90
第2表	都道府県労委対比新規件数	90
第3表	1件当たり対象労働組合員数	91
第4表	調整開始事由別件数	92
第5表	加盟上部団体有無別件数	92
第6表	加盟上部団体系統別件数	93
第7表	組合・企業の所在地別件数	94
第8表	別組合有無別件数	94
第9表	従業員規模別件数	95
第10表	組合員規模別件数	95
第11表	産業別件数	96
第12-1表	製造業内訳	98
第12-2表	サービス業内訳	99
第13表	調整事項別内訳	100
第14表	団交促進の内訳	101
第15表	あっせん員構成別件数	102
第16表	終結区分別平均所要日数	102
第17表	解決事件・案提示有無別件数	103
第18表	取下理由別件数	103
第19表	打切理由別件数	104
第20表	実情調査取扱件数	105
第21表	実情調査・業種別開始件数	105

2 不当労働行為の審査

第22表	不当労働行為事件取扱件数	106
第23表	都道府県労委対比新規件数	108
第24表	申立人別件数	108
第25表	企業の所在地別件数	109

第26表	従業員規模別件数	109
第27表	別組合有無別件数	110
第28表	加盟上部団体有無別件数	110
第29表	加盟上部団体系統別件数	111
第30表	労働組合法第7条該当号別件数	112
第31表	産業別件数	114
第32-1表	製造業内訳	116
第32-2表	サービス業内訳	117
第33表	審査等実施回数	118
第34表	終結事件・審査状況	118
第35表	終結事件・調査、審問回数別件数	119
第36表	終結事件・証人数別件数	120
第37-1表	終結区分別平均所要日数	121
第37-2表	終結区分別平均所要日数（民間のみ）	121
第37-3表	終結区分別平均所要日数 （長期係属事件を除く）	122
第38表	審査の実効確保の措置申立・勧告等件数	123

3 労働組合の資格審査

第39表	資格審査取扱件数	124
第40表	都道府県労委対比新規件数	124
第41表	係属事由別新規件数	125
第42表	係属事由別終結件数	126
第43表	係属事由別平均所要日数	126

4 相談

第44表	相談件数	127
------	------	-----

<名簿>

第46期東京都労働委員会委員名簿	131
退任委員名簿（令和6年）	134
東京都労働委員会あっせん員候補者名簿	135

凡 例

- 1 この年報で、何年とあるのは歴年間(1月から12月まで)を示す。
- 2 数値の単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。
- 3 統計表の表体に用いる記号は、次のとおりである。
— ……………皆無又は該当数値なし
r ……………訂正值
- 4 この年報のうち、「ポイント」とは、パーセントとパーセントとの差を表す。
- 5 第2部「資料」の統計表のうち、[]内の数値は、構成比を表す。
- 6 この年報中の産業分類は、日本標準産業分類 第14回改定(令和5年7月)による。

はじめに

1 労働をめぐる情勢

令和6年の日本経済は、緩やかな回復を継続し、マイナス金利が終了し、賃上げも進むなど、インフレ経済への回帰が見られた反面、円安や人手不足、海外景気の停滞などが逆風となった。

雇用情勢についてみると、6年の全国の年平均完全失業率は2.5%で、前年から0.1ポイント低下した。また、全国の年平均完全失業者数は前年比2万人減の176万人であり、3年連続の減少となった。完全失業者のうち、「非自発的な離職による者」は前年比1万人減の42万人であった。このうち、「勤め先や事業の都合」により離職した者は前年比3万人減の22万人であった。

また、6年の全国の年平均就業者数は前年比34万人増の6,781万人であり、4年連続の増加となった。このうち、雇用者（役員を除く）5,780万人を雇用形態別にみると、正規従業員は前年比39万人増の3,654万人、パート・アルバイト、派遣社員等の非正規従業員は前年比2万人増の2,126万人であった。雇用者（役員を除く）に占める非正規従業員の割合は年平均で36.8%となり、前年から0.2ポイント低下した。

2 東京都における労働組合の組織状況

東京都における労働組合数及び労働組合員数は、令和6年6月30日現在でそれぞれ6,421組合（前年比85組合減）、244万4,093人（同15,176人増）となり、組合数は前年より減少するも、組合員数は増加となった。

また、労働組合の推定組織率（雇用者数に占める組合員数の割合）は、25.4%（前年同）となった。なお、全国での推定組織率は16.1%となっており、東京都では全国より高い水準となっている。

産業別組合員数をみると、「製造業」が33万7,534人（都内組合員数の13.8%）と最も多く、以下、「卸売業、小売業」の33万6,981人（同13.8%）、「金融業、保険業」の26万8,723人（同11.0%）と続い

ており、前年とおおむね同様の傾向となっている。

なお、パートタイム労働者の組合員数は、前年から2万6,523人増加して51万5,436人（都内組合員数の21.1%）となった。

3 当委員会における取扱事件の動向

6年の労働争議調整事件の取扱件数は、前年に比べ14件減少して61件であり、新規係属件数は、前年を14件下回り45件となった。また、不当労働行為審査事件の取扱件数は、前年に比べ52件減少して393件であり、新規係属件数は、前年を17件下回り62件となった。

また、企業の枠を超えて主に中小企業の労働者を組織している、いわゆる合同労組関係の事件は依然として多く、新規調整事件では68.9%、新規審査事件では75.8%を占めている。

出典

労働力調査(基本集計)2024年(令和6年)平均(速報)結果(総務省)
令和6年(2024年)労働組合基礎調査の概況(厚生労働省)
令和6年労働組合基礎調査結果(東京都分)概要(東京都)

取扱件数一覽表

(1) 調整・実情調査

昭和21年～56年

区分 年	調 整				実 情 調 査			
	前年からの繰越 件数 (a)	新規係属 件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結件数	前年からの繰越 件数 (a)	新規係属 件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終 結 件 数
昭和 21	—	(2) 19	(2) 19	(2) 15				
22	4	(15) 70	(15) 74	(4) 55				
23	(11) 19	138	(11) 157	(11) 146				
24	11	(2) 124	(2) 135	(1) 124				
25	(1) 11	(6) 91	(7) 102	(6) 93				
26	(1) 9	(10) 94	(11) 103	(10) 97				
27	(1) 6	(4) 63	(5) 69	(4) 67	—	95	95	95
28	(1) 2	(3) 73	(4) 75	(4) 72	0	127	127	127
29	3	(1) 74	(1) 77	74	0	136	136	136
30	(1) 3	(1) 118	(2) 121	(2) 115	0	236	236	236
31	6	(2) 133	(2) 139	(2) 132	0	53	53	53
32	7	116	123	120	0	12	12	12
33	3	(2) 133	(2) 136	(2) 133	0	22	22	22
34	3	101	104	103	0	26	26	26
35	1	(2) 99	(2) 100	(2) 98	0	59	59	47
36	2	(2) 127	(2) 129	(2) 127	12	44	56	53
37	2	①(2) 104	①(2) 106	①(2) 99	3	45	48	46
38	7	(3) 97	(3) 104	(3) 100	2	43	45	43
39	4	(9) 82	(9) 86	(7) 77	2	78	80	40
40	(2) 9	(4) 98	(6) 107	(6) 102	40	35	75	71
41	5	(6) 122	(6) 127	(6) 122	4	44	48	32
42	5	(4) 110	(4) 115	(3) 102	16	37	53	46
43	(1) 13	(2) 120	(3) 133	(3) 124	7	72	79	57
44	9	(3) 151	(3) 160	(3) 136	22	121	143	56
45	24	(22) 145	(22) 169	(22) 151	87	71	158	148
46	18	(4) 163	(4) 181	(4) 172	10	131	141	95
47	9	(2) 208	(2) 217	(2) 202	46	184	230	167
48	15	①(9) 178	①(9) 193	①(9) 184	63	202	265	183
49	9	(11) 234	(11) 243	(11) 228	82	260	342	247
50	15	②(6) 168	②(6) 183	②(6) 163	95	266	361	177
51	20	(3) 172	(3) 192	(3) 160	184	216	400	134
52	32	(1) 175	(1) 207	170	266	305	571	451
53	(1) 37	(1) 135	(2) 172	(2) 140	120	279	399	275
54	32	(2) 117	(2) 149	(2) 110	124	227	351	263
55	39	(1) 145	(1) 184	(1) 149	88	293	381	88
56	35	③(1) 134	③(1) 169	③(1) 129	293	343	636	392

昭和57年～平成29年

区分 年	調 整				実 情 調 査			
	前年からの繰越 件数 (a)	新規係属 件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結件数	前年からの繰越 件数 (a)	新規係属 件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終 結 件 数
昭和 57	40	(7) 163	(7) 203	(7) 156	244	313	557	294
58	47	142	189	143	263	306	569	332
59	46	(2) 121	(2) 167	(2) 119	237	288	525	417
60	48	(1) 109	(1) 157	(1) 130	108	270	378	243
61	27	(1) 96	(1) 123	(1) 94	135	196	331	252
62	29	(3) 101	(3) 130	(1) 72	79	246	325	316
63	(2) 58	(1) 85	(3) 143	(2) 107	9	220	229	227
平成 元	(1) 36	(1) 60	(2) 96	60	2	236	238	238
2	(2) 36	(1) 75	(3) 111	(2) 84	0	227	227	227
3	(1) 27	(2) 73	(3) 100	(1) 62	0	227	227	109
4	(2) 38	(2) 65	(4) 103	(3) 67	118	246	364	266
5	(1) 36	(1) 97	(2) 133	(1) 96	98	219	317	195
6	(1) 37	119	(1) 156	122	122	239	361	148
7	(1) 34	(1) 102	(2) 136	(2) 95	213	220	433	43
8	41	(2) 143	(2) 184	(2) 150	390	223	613	498
9	34	(1) 120	(1) 154	(1) 113	115	262	377	215
10	41	(1) 175	(1) 216	(1) 170	162	191	353	259
11	46	212	258	218	94	202	296	186
12	40	(2) 160	(2) 200	(1) 160	110	210	320	234
13	(1) 40	(1) 168	(2) 208	(1) 136	86	215	301	218
14	(1) 72	141	(1) 213	(1) 146	83	179	262	205
15	67	(1) 161	(1) 228	162	57	182	239	57
16	(1) 66	140	(1) 206	(1) 161	182	154	336	182
17	45	(1) 155	(1) 200	145	154	139	293	230
18	(1) 55	(3) 127	(4) 182	(2) 156	63	131	194	159
19	(2) 26	120	(2) 146	(2) 119	35	128	163	130
20	27	(1) 145	(1) 172	(1) 135	33	127	160	127
21	37	209	246	186	33	145	178	136
22	60	153	213	178	42	125	167	129
23	35	147	182	135	38	112	150	116
24	47	124	171	146	34	112	146	110
25	25	(1) 106	(1) 131	(1) 97	36	122	158	100
26	34	86	120	110	58	115	173	119
27	10	87	97	81	54	109	163	115
28	16	87	103	87	48	112	160	109
29	16	73	89	66	51	114	165	115

平成30年～令和6年

区分 年	調 整				実 情 調 査			
	前年からの繰越 件数 (a)	新規係属 件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結件数	前年からの繰越 件数 (a)	新規係 属件数 (b)	取 扱 件 数 (a)+(b)	終 結 件 数
平成 30	23	60	83	62	50	105	155	108
令和 元	21	48	69	53	47	92	139	97
2	16	56	72	61	42	85	127	88
3	11	(1) 83	94	67	39	90	129	98
4	27	50	77	61	31	76	107	74
5	16	59	75	59	33	86	119	87
6	16	45	61	49	32	87	119	66
		⑦(186) 9,279		⑦(186) 9,267		11,545		11,492

(注) ()内数字は調停件数、○内数字は仲裁件数でいずれも内数。

(2) 不当労働行為・資格審査

昭和21年～56年

区分 年	不当労働行為				資格審査			
	前年からの繰越 件数(a)	新規係属 件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結件数	前年からの繰越 件数(a)	新規係属 件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結 件数
昭和 21	—	13	13	6				
22	7	48	55	47				
23	8	90	98	78	—	9	9	6
24	20	62	82	61	3	107	110	77
25	21	44	65	[2] 49	33	191	224	204
26	16	37	53	46	20	168	188	174
27	7	37	44	38	14	119	133	129
28	6	50	56	30	4	68	72	56
29	26	37	63	40	16	98	114	95
30	23	46	69	57	19	100	119	111
31	12	35	47	36	8	56	64	53
32	11	38	49	34	11	65	76	66
33	15	48	63	50	10	78	88	76
34	13	58	71	48	12	98	110	93
35	23	45	68	46	17	78	95	69
36	22	74	96	56	26	94	120	82
37	40	88	128	61	38	143	181	119
38	67	67	134	63	62	92	154	114
39	71	62	133	60	40	99	139	86
40	73	70	143	64	53	124	177	102
41	79	88	167	72	75	156	231	125
42	95	102	197	60	106	148	254	128
43	137	77	214	75	126	131	257	122
44	139	81	220	75	135	157	292	149
45	145	102	247	95	143	131	274	126
46	152	101	253	[1] 82	148	165	313	163
47	171	143	314	94	150	255	405	167
48	220	104	324	93	238	181	419	164
49	231	131	362	76	255	204	459	147
50	286	141	427	140	312	286	598	238
51	287	129	416	107	360	223	583	215
52	309	<1> 114	<1> 423	158	368	203	571	194
53	<1> 265	146	<1> 411	113	377	255	632	210
54	<1> 298	137	<1> 435	[1] 106	422	216	638	186
55	<1> 329	116	<1> 445	[2]<1> 109	452	189	641	191
56	336	153	489	[2] 110	450	245	695	189

昭和57年～平成29年

区分 年	不当労働行為				資格審査			
	前年からの繰越 件数 (a)	新規係属 件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結件数	前年からの繰越 件数 (a)	新規係属 件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結 件数
昭和 57	379	124	503	[1] 96	506	209	715	191
58	407	119	526	118	524	213	737	248
59	408	91	499	99	489	161	650	185
60	400	116	516	118	465	200	665	178
61	398	107	505	82	487	205	692	162
62	423	108	531	98	530	233	763	178
63	433	89	522	118	585	155	740	246
平成 元	404	76	480	89	494	111	605	173
2	391	68	459	84	432	97	529	136
3	375	74	449	[1] 63	393	152	545	139
4	386	81	467	164	406	127	533	119
5	303	67	370	[1] 84	414	112	526	181
6	286	101	387	57	345	156	501	94
7	330	87	417	55	407	157	564	115
8	362	98	460	67	449	153	602	107
9	393	77	470	145	495	137	632	164
10	325	100	425	85	468	153	621	111
11	340	114	454	71	510	195	705	154
12	383	124	507	111	551	165	716	175
13	396	96	492	105	541	162	703	206
14	387	125	512	[1] 108	497	183	680	189
15	404	115	519	96	491	186	677	172
16	423	85	508	102	505	145	650	192
17	406	102	508	138	458	138	596	273
18	370	102	472	[1] 110	323	137	460	201
19	362	100	462	193	259	154	413	208
20	269	92	361	94	205	134	339	171
21	267	119	386	85	168	178	346	136
22	301	125	426	94	210	172	382	136
23	332	115	447	[1] 120	246	183	429	180
24	327	103	430	121	249	161	410	182
25	309	118	427	112	228	157	385	166
26	315	132	447	[1] 124	219	182	401	171
27	323	117	440	139	230	155	385	194
28	301	97	398	[1] 104	191	127	318	136
29	294	105	399	[5] 90	182	145	327	129

平成30年～令和6年

区分 年	不当労働行為				資格審査			
	前年からの繰越 件数 (a)	新規係属 件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結件数	前年からの繰越 件数 (a)	新規係属 件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結 件数
平成 30	309	97	406	89	198	130	328	124
令和 元	317	95	412	99	204	132	336	143
2	313	116	429	79	193	163	356	107
3	350	99	449	[2] 91	249	147	396	r129
4	358	83	441	75	r267	100	r367	102
5	366	79	445	114	r265	117	r382	153
6	331	62	393	101	r229	97	326	126
		<1>	[23]<1>		11,608		11,408	
		7214	6922					

注) < >内数字は審査再開件数で内数、[]内数字は一部分離命令件数で外数。

第1部 概 況

第1部
概況

第1章 労働争議の調整

第1節 労働争議の調整の概況

1 取扱概況

(1) 取扱件数

令和6年中に取り扱った労働争議調整事件は61件で、このうち前年から繰り越された事件が16件、新規係属事件が45件であった（資料<統計表>第1表）。

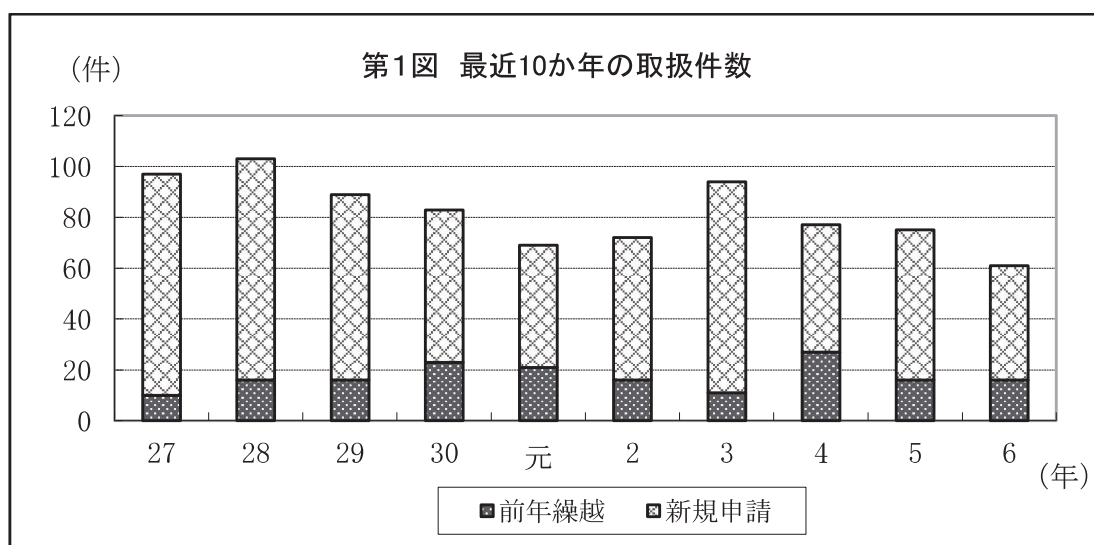
(2) 対前年比較

前年に比べて、取扱件数は14件減少し、新規係属件数も14件減少した。

(3) 最近の取扱状況比較

最近10年の取扱件数、新規係属件数は、令和元年まで減少傾向にあったところ、2年から増加に転じたが、4年以降は再び減少傾向となっている（第1図）。

なお、令和6年の新規係属事件45件のうち合同労組関係事件は31件で、68.9%を占めている。



2 新規係属状況

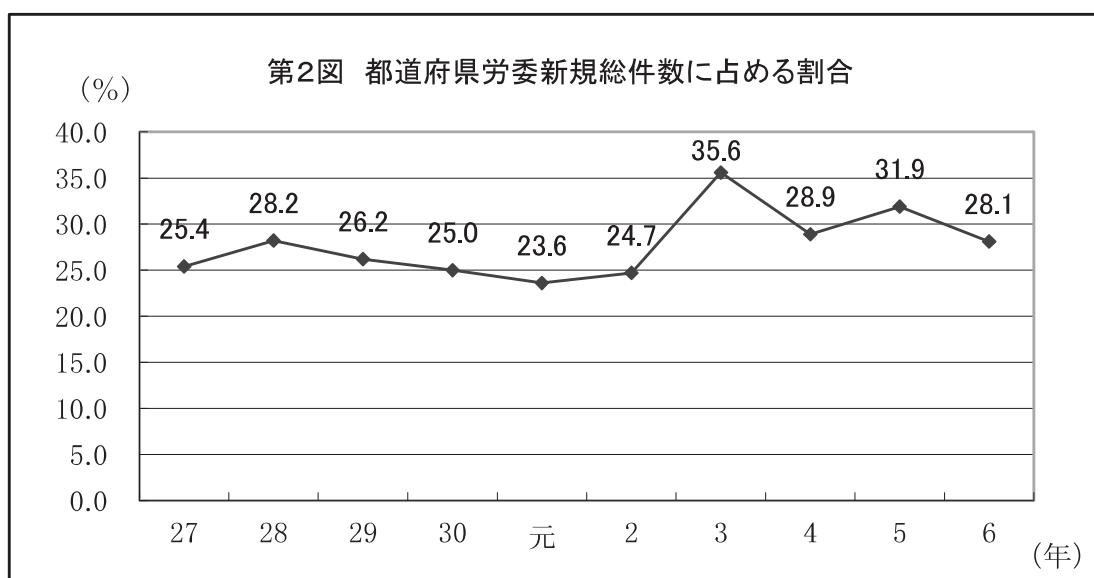
(1) 調整区分別の状況

令和6年の新規係属件数45件はすべてあっせん事件であり、調停事件、仲裁事件はなかった（資料〈統計表〉第1表）。

(2) 全国都道府県労委の新規係属総件数に占める割合

令和6年の全国都道府県労委の新規総件数は160件で、前年より25件減少している。

当委員会に係属した新規件数45件を全国比で見ると28.1%で、前年（31.9%）より減少した（第2図、資料〈統計表〉第2表）。



(3) 開始事由別係属状況

新規係属事件の開始事由をみると、「組合申請」が37件（構成比（以下同じ）82.2%）と多く、「使用者申請」は8件（17.8%）、「労使双方申請」は0件であった（資料〈統計表〉第4表）。

(4) 加盟上部団体系統別係属状況

ア 上部団体加盟の有無 新規係属事件のうち、事件当事者である組合が上部団体に加盟しているものは36件（80.0%）、加盟していないものは9件（20.0%）である（資料〈統計表〉第5表）。

イ 加盟上部団体系統別 上部団体に加盟している組合を系統別にみると、連合系7件（19.4%）、全労連系14件（38.9%）、全労協を含むその他15件（41.7%）であった（資料＜統計表＞第6表）。

(5) 従業員規模別係属状況

従業員規模別にみると、299人以下の中小企業に係る争議調整の申請が20件（44.4%）で、このうち49人以下の企業に係るものは11件（24.4%）である（資料＜統計表＞第9表）。

(6) 産業別係属状況

産業別にみると、「教育・学習支援業」が7件（15.6%）で最も多く、以下「製造業」及び「運輸・郵便業」が6件（13.3%）と続いている（資料＜統計表＞第11表）。

(7) 調整事項別係属状況

調整事項をみると、「団交促進」が35件で最も多く、次いで「解雇」が14件、「その他の労働条件」が13件となっている（資料＜統計表＞第13表）。「団交促進」を交渉事項別にみると、「その他の労働条件」が12件で最も多くなっている（資料＜統計表＞第14表）。

(8) あっせん員の構成

あっせん員の構成別にみると、「事務局職員構成」が35件（77.8%）、「公・労・使委員三者構成」が10件（22.2%）となっており、「公益委員のみによるもの」はなかった。（資料＜統計表＞第15表）。

3 終結状況

(1) 終結件数・終結率

令和6年の取扱件数61件のうち、49件が終結した。終結率は80.3%で、前年より1.6ポイント増加した（資料＜統計表＞第1表）。

(2) 終結区分

終結区分別にみると、「解決」19件、「取下」4件、「打切」26件となっている（資料＜統計表＞第1表）。

(3) **解決率**

解決率は42.2%で、前年より1.5ポイント増加した（資料＜統計表＞第1表）。

(4) **解決事件における解決案提示の有無**

解決した19件について、調整員による解決案の提示の有無をみると、「提示あり」1件、「提示なし」18件となっている（資料＜統計表＞第17表）。

(5) **申請取下の理由**

取下4件のうち、「調整拒否」が1件（25.0%）などとなっている（資料＜統計表＞第18表）。

(6) **調整打切の理由**

打切26件については、「調整拒否」が15件（57.7%）、「当事者主張固持・歩みより困難」が11件（42.3%）となっている（資料＜統計表＞第19表）。

(7) **所要日数**

ア 所要日数区分別の状況 終結事件の所要日数区分による分布は、第1表のとおりである。

イ 終結区分別所要日数の最短・最長

(ア) 解決事件 最短は13日で、最長は344日であった。

(イ) 取下事件 最短は23日で、最長は146日であった。

(ウ) 打切事件 最短は4日で、最長は394日であった。

ウ 平均所要日数 終結事件の平均所要日数は92.9日で、前年より8.6日長くなった（資料＜統計表＞第16表）。

第1表 終結事件所要日数区分分布

日数	終結区分	総数	解決	取下	打切	不調	裁定
総数		49	19	4	26	-	-
9日以内		3	-	-	3	-	-
10日～19日		8	1	-	7	-	-
20日～29日		3	-	2	1	-	-
30日～59日		9	2	-	7	-	-
60日～89日		9	5	-	4	-	-
90日～179日		9	5	2	2	-	-
180日以上		8	6	-	2	-	-

第2節 争議実情調査

(1) 取扱件数

労働委員会規則第62条の2の規定に基づく争議実情調査について、令和6年の取扱件数は119件で、そのうち前年からの繰越件数は32件、新規調査開始事件は87件であった（資料＜統計表＞第20表）。

なお、新規調査開始件数は、すべて労働関係調整法第37条に基づく争議予告通知により調査を開始したものである。

(2) 対前年比較

前年に比べ、取扱件数は同数であり、新規調査開始件数は1件増加した（資料＜統計表＞第20表）。

(3) 業種別争議実情調査開始状況

新規調査開始事件87件を業種別にみると、「医療業」が72件、「運輸・通信業」が12件、「廃棄物処理業」が3件となっている（資料＜統計表＞第21表）。

(4) 終結状況

取扱件数119件のうち、66件が終結し、これらは全て実情調査中に争議が解決したものであり、打切はなかった（資料＜統計表＞第20表）。

第2章 不当労働行為の審査

第1節 不当労働行為の審査の概況

1 取扱概況

(1) 取扱件数

令和6年中に取り扱った不当労働行為事件は393件で、このうち前年からの繰越事件が331件、新規係属事件が62件であった（資料＜統計表＞第22表）。

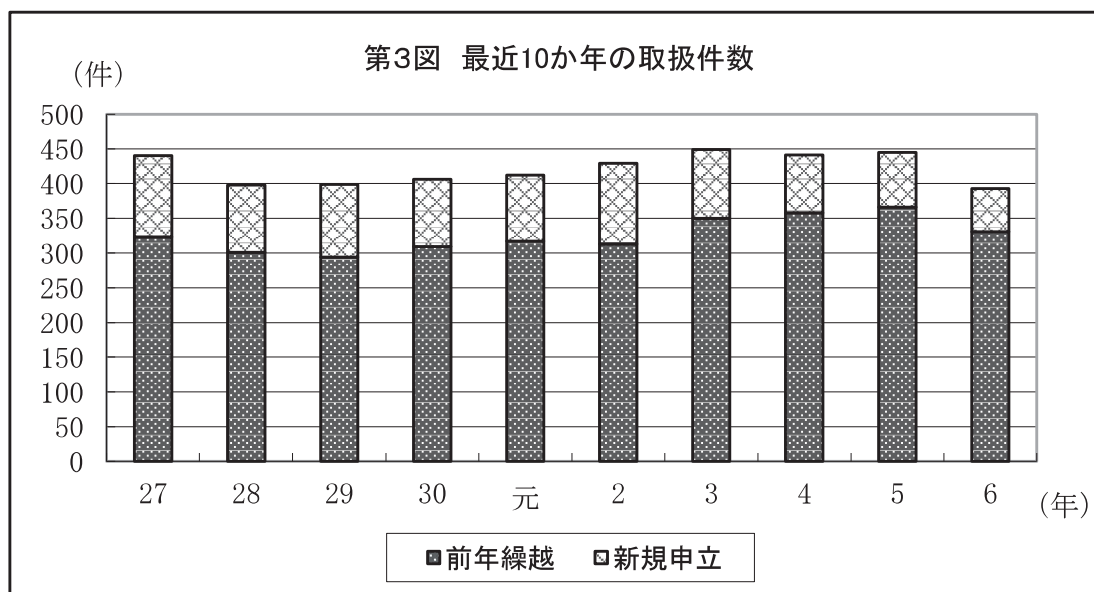
(2) 対前年比較

前年に比べて、取扱件数は52件減少し、新規係属件数は17件減少した。

(3) 最近の取扱状況比較

最近10年間をみると、取扱件数は400件前後、新規係属件数は60～100件程度で推移している（第3図）。

なお、令和6年の新規係属事件62件のうち、合同労組関連事件数は47件で、75.8%を占めている。

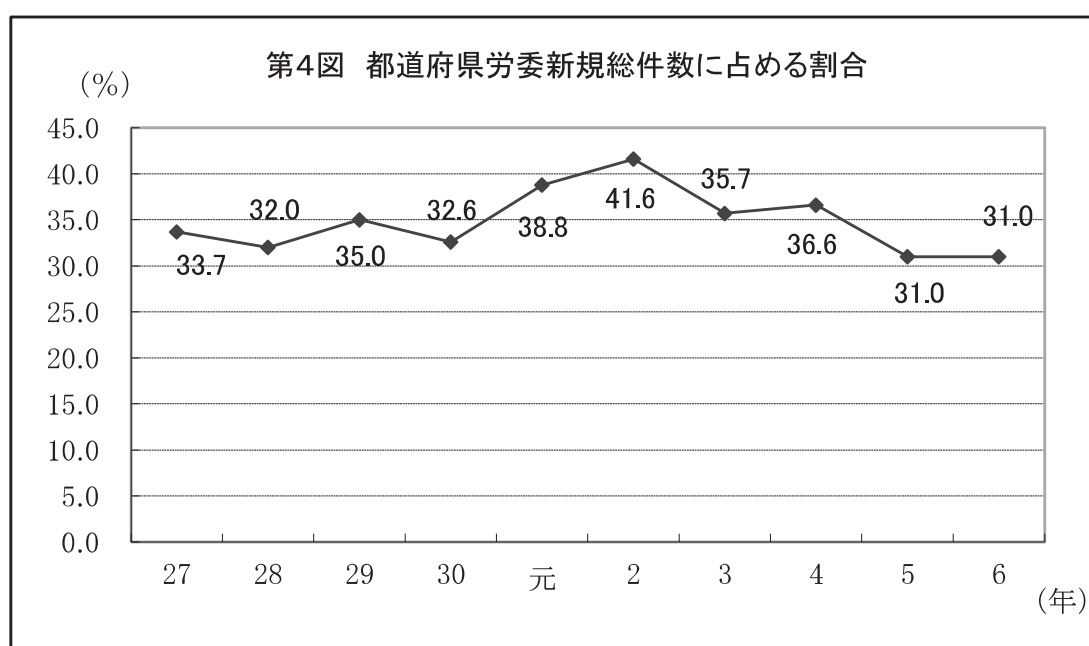


2 新規係属状況

(1) 全国都道府県労委の新規係属総件数に占める割合

令和6年の全国都道府県労委の新規係属総件数は200件であった。

当委員会の新規係属件数62件を全国比で見ると、31.0%となっている（第4図、資料＜統計表＞第23表）。



(2) 申立人

ア 申立人別係属状況

申立人別では、「当該組合からの申立」が52件（83.9%）で最も多く、次いで「組合・上部組合」が10件（16.1%）となっている（資料＜統計表＞第24表）。

イ 加盟上部団体系統別係属状況

組合申立て62件の上部団体加盟の有無をみると、加盟しているものが44件（71.0%）、加盟していないものが18件（29.0%）となっている（資料＜統計表＞第28表）。

上部団体に加盟している組合を系統別にみると、連合系23件（52.3%）、全労連系11件（25.0%）、全労協系を含むその他10件（22.7%）となっている。（資料＜統計表＞第29表）。

(3) 別組合の併存状況

組合申立て62件について、同一企業内に併存する組合の有無をみると、「有」11件（17.7%）、「無（不明を含む）」51件（82.3%）となっている（資料＜統計表＞第27表）。

(4) 被申立人

新規係属事件について、雇用契約の直接の当事者でない者が救済申立ての相手方とされている等の事情が窺われる事件がある。

業務の委託元を被申立人とする事件	2件
関連会社を被申立人とする事件	1件
親会社を被申立人とする事件	3件
派遣先の会社を被申立人とする事件	2件
技能実習生の監理団体を被申立人とする事件	1件
業務委託契約を締結した会社を被申立人とする事件	3件

(5) 従業員規模別係属状況

従業員規模別にみると、「49人以下」が19件（30.6%）で最も多く、次いで、「100人以上199人以下」及び「1000人以上」が8件（12.9%）となっている。

従業員299人以下の中小企業に係る救済申立ては32件（51.6%）となっている（資料＜統計表＞第26表）。

(6) 産業別係属状況

産業別にみると、「サービス業」が10件（16.1%）と最多で、「運輸・郵便業」、「教育・学習支援業」及び「医療・福祉」が9件（14.5%）と続いている（資料＜統計表＞第31表）。

(7) 労働組合法第7条該当号別係属状況

申立内容を労働組合法第7条の該当号別でみると、使用者の行為が「2号に該当」が52件（83.9%）で最も多く、次いで「3号に該当」が39件（62.9%）、「1号に該当」が28件（45.2%）となっている（資料＜統計表＞第30表）。

(8) 調整における打切・取下後の不当労働行為救済申立て

新規係属事件62件のうち、当委員会の調整における打切・取下後に同一事案に係る不当労働行為救済申立てのなされた事件が

8件あった。これらの事件の調整における調整内容は、解雇や雇止めの問題などに係る団交促進であった。

3 審査状況

(1) 審問等実施状況

令和6年の当委員会における審査等の実施状況をみると、「調査」537回、「審問」46回、「和解」2回、「その他（立会団交、事情聴取、打合せ等）」239回となっている。（資料＜統計表＞第33表）。

(2) 当事者の追加

令和6年に、申立書に当初記載されていた者の他に、当事者が追加された事件は1件であった。

(3) 申立ての承継

令和6年に、申立人の死亡等により申立てが承継された事件はなかった。

(4) 公益委員の除斥・忌避

令和6年に、公益委員の除斥・忌避の申立てがされた事件はなかった。

(5) 審査の実効確保の措置申立て

ア 申立状況

令和6年には当事者から審査の実効確保の措置申立てが14件あり、全てが労働者側からの申立てであった。

イ 措置

上記申立てについて、令和7年1月末現在、労働委員会規則第40条の定めによる勧告を行ったものはなく、文書による要望を行ったものが2件、口頭による要望を行ったものが2件あった（第2表、資料＜統計表＞第38表）。

第2表 審査の実効確保の措置申立て・措置一覧

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容（要旨）
		措置年月日		措置内容
1	5不29	6.1.10	労	原稿の著作権の扱いについて話し合いに応じ、協議が整うまでの間、組合員Xの執筆が予定されていた箇所の執筆編集を進めないこと。
		-		令和7年1月7日、本案が終結した（関与和解）。
2	6不2	6.2.9	労	申立人を退職したものとしめないこと。
		6.4.26		三者委員は、被申立人に対し、口頭で要望を行った。
3	6不2	6.2.15	労	組合員Xがタクシー乗務員を続けられるようにすること。
		6.4.16		三者委員は、被申立人に対し、口頭で要望を行った。
4	5不5	6.2.16	労	① 5年5月1日付けの配転命令、及びマネージャー職解職による給与減額について、組合員Xに対し、給与減額の撤回等を含む、現実的な不利益回避の措置をとること。 ② 組合員Xに対する再教育プログラムや退職勧奨の実施を直ちに撤回すること。 ③ 組合員Xに対し再教育プログラムと称した圧迫面接やメールによる指示を行わないこと。
		6.5.28		三者委員は、被申立人に対し、要望書を交付した。

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容（要旨）
		措置年月日		措置内容
5	5 不45	6. 3. 7	労	会社は、命令が発出されるまでの間、組合員 X が業務先における業務に従事する雇用契約上の義務がないことを確認すること。
		-		6 年12月24日、本案が終結した（無関与和解）。
6	5 不54	6. 6. 4	労	副委員長 X に対する異動内示を撤回すること。
		-		6 年 6 月21日、本案が終結した（関与和解）。
7	4 不 5	6. 6. 10	労	① 本案の審査手続中に、組合らに対する不当な妨害や組合活動を委縮させる行為を行わないとともに、団体交渉に誠実に応ずること。 ② 組合員に対して、いかなる不当労働行為も行わないこと。
8	2 不111	6. 6. 24	労	① 被申立人会社は、本件に関して意見を述べる時、申立人と当委員会に対して、書面で提出すること。 ② 4 年 3 月 2 日付不当労働行為救済追加申立てを受理すること。 ③ 申立人の実情に即した指揮を行うこと。
		-		6 年 7 月19日、措置しないことを決定した。

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容（要旨）
		措置年月日		措置内容
9	6 不15	6.6.26	労	本件審査の終結に至るまでの間、毎月支給される賃金及び夏季・冬季の各一時金について、組合員の昇給分の支給を拒否しないこと。
		-		6年7月19日、申立人らは、当該措置申立てを取り下げた。
10	6 不14	6.7.18	労	組合員X1及びX2に対し、実習等に必要範囲で、研究室の作業場に立ち入り、業務遂行をすることを認め、これを妨げないこと。
		-		6年10月17日、措置しないことを決定した。
11	4 不79	6.7.19	労	以下の行為を直ちに中止し、少なくとも本件命令の発出に至るまでの間、組合員Xを4年12月19日時点の従業務に復帰させること。 ① Xの机の至近に、敢えて会社の来訪者の記帳台を設置して衆目に晒し、精神的苦痛を与える行為。 ② Xの机の周囲をモールで固めて、晒し者にして精神的苦痛を与える行為。 ③ Xの机を取り囲むように他の従業員の机等を配置して監視し、精神的苦痛を与える行為。
		6.8.8		三者委員は、被申立人に対し、要望書を交付した。

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容（要旨）
		措置年月日		措置内容
12	6 不34	6. 8. 23	労	組合員 X 1 ら 3 名に対する「労働契約が終了する旨の措置」を直ちに撤回するとともに、命令を発するまでの間、組合員に対する不利益取扱いをしないこと。
13	6 不41	6. 9. 25	労	本件審査継続中は、組合員 X を解雇しないこと。
14	6 不51	6. 12. 20	労	法人が現在進めている組合員 X に対する懲戒手続きにおいて、本案の審査継続中は、懲戒解雇や諭旨解雇など、雇用に影響を与える処分を控えること。

(6) 物件提出命令

令和 6 年に物件提出命令の申立てがされた事件はなかった。

前年から繰り越された事件は 1 件であり、令和 6 年 12 月末現在係属中である。

(7) 証人等出頭命令

令和 6 年に証人等出頭命令の申立てがされた事件はなかった。

(8) 審査の期間の目標達成状況

ア 審査の期間の目標

原則として 1 年 6 か月とする（平成 20 年 1 月 1 日から実施。なお、17 年 1 月 1 日から 19 年 12 月 31 日までは目標期間を 2 年としていた。）。

イ 目標の達成状況

平成 20 年 1 月 1 日以降の新規申立事件 1, 754 件のうち、令和 6 年 12 月末までに終結した事件は 1, 573 件であり、このうち 1 年 6 か月以内で終結したものは 1, 026 件であった。また、終結事件 1, 573 件に係る平均処理日数は 489. 7 日であった（第 3・4 表）。

第3表 新規申立・終結状況（20年1月1日以降）

	新規 申立	終結状況				終結計	未終結	
		取下・和解			命令・ 決定			うち1年 6か月 経過
		取下	和解	計				
件数(件)	1,754	238	1,003	1,241	332	1,573	181	115
平均処理 日数(日)	—	392.7	387.2	388.2	868.8	489.7	—	—

第4表 終結事件の処理日数別内訳

	取下・和解			命令・ 決定	終結計
	取下	和解	計		
6か月以内	85	344	429	1	430
6か月超～1年以内	54	285	339	10	349
1年超～1年6か月以内	48	159	207	40	247
1年6か月以内計	187	788	975	51	1,026
1年6か月超	51	215	266	281	547

《参考》 審査の期間の目標を2年としていた時期の新規申立事件の処理状況(17年1月1日から19年12月末までの新規申立て)

審査の期間の目標を2年としていた時期(17年1月1日(改正労働組合法施行日)から19年12月末まで)の新規申立事件の処理状況は、以下のとおりである。

この間の新規申立事件304件のうち、令和6年12月末までに終結した事件は272件であり、このうち2年以内で終結したものは207件であった。また、終結事件272件に係る平均処理日数は549.3日であった。

(参考-1表) 新規申立・終結状況

	新規申立	終結状況				終結計	未終結
		取下・和解			命令・決定		
		取下	和解	計			
件数(件)	304	30	183	213	59	272	32
平均処理日数(日)	—	552.2	468.0	479.8	800.0	549.3	—

(参考-2表) 終結事件の処理日数別内訳

	取下・和解			命令・決定	終結計
	取下	和解	計		
6か月以内	13	38	51	0	51
6か月超～1年以内	8	51	59	6	65
1年超～1年6か月以内	2	46	48	9	57
1年6か月越～2年以内	2	20	22	12	34
2年以内計	25	155	180	27	207
2年超	5	28	33	32	65

4 終結状況

(1) 終結件数・終結率

令和6年の取扱件数393件のうち、101件が終結した。終結件数は前年に比べて13件減少した（資料＜統計表＞第22表）。

(2) 終結区分

終結した101件について、終結区分をみると、命令・決定件数は39件となっており、その内訳は、「全部救済」4件、「一部救済」6件、「棄却」13件、「却下」16件である。また、命令・決定以外では、「関与和解」41件、「無関与和解」8件、「取下」13件となっている（資料＜統計表＞第22表）。

(3) 所要日数

ア 所要日数区分別の状況

終結区分別にみた所要日数の分布状況は、第5表に示すとおりである。

第5表 終結事件所要日数区分分布

終結区分 日数	総数	全部救済	一部救済	棄却	却下	関与和解	無関与和解	取下
総数	101	4	6	13	16	41	8	13
49日以内	1	-	-	-	-	-	-	1
50～99日	3	-	-	-	-	2	1	-
100～299日	19	-	-	-	-	16	-	3
300～499日	14	-	-	2	-	8	1	3
500～699日	11	1	1	3	-	3	3	-
700～999日	12	1	2	3	-	4	1	1
1000～1499日	13	2	2	4	-	4	-	1
1500日以上	28	-	1	1	16	4	2	4

イ 所要日数の平均・最短・最長

終結までに要した日数の平均・最短・最長は第6表に示すとおりである。令和6年の終結事件に係る平均所要日数は、2,155.5日となっている。

第6表 終結事件所要日数平均・最短・最長

終結 区分	所要 日数	平均	最短	最長	件数
総数		2,155.5	4	10,200	101
全部救済		1,069.3	594	1,463	4
一部救済		1,091.8	676	1,578	6
棄却		926.2	409	1,748	13
却下		8,830.9	1,767	10,200	16
関与和解		645.8	61	3,568	41
無関与和解		978.6	60	2,658	8
取下		1,479.3	4	6,155	13

5 不服申立ての状況

令和6年中に当委員会が発した命令・決定書数は37本であった。なお、命令・決定による終結事件数は39件である。

これに対して、再審査あるいは行政訴訟が提起されたものは令和7年1月末現在16本となっており、命令・決定に対する不服申立率は43.2%であった（第7・8表）。

第7表 命令・決定の不服申立状況

区 分	本 数
命 令 ・ 決 定 書	37
不服申立数	16
再審査申立て	16
労働者側	10
使用者側	4
双方	2
行政訴訟提起	1
労働者側	0
使用者側	1
不服申立率	43.2

(注) 不服申立率 = (再審査申立て又は行政訴訟提起があった命令・決定書の本数) ÷ (命令・決定書総本数)

(注) 同一の命令・決定書に対し、再審査申立てと行政訴訟提起の双方がなされ、内訳の合計と総数とが一致しない場合がある。

第2節 命令・決定事件

1 命令・決定事件一覧

令和6年中に当委員会が発した命令・決定書は第8表のとおりである。

第8表 命令・決定事件一覧

※ 不服等については、7年1月末現在で確認できた情報を掲載している。

順次	事件名	事件番号	申立年月日	終結年月日	該当号別終結区分	不服申立等の状況(申立人)
1	N事件	4不43	R4.7.27	R6.1.11	2 棄却	再審査(労)
2	P事件	31不20	H31.3.13	R6.1.12	2 却下	確定
3	C事件	3不17	R3.3.22	R6.2.5	2・3 棄却	再審査(労)
4	P事件	2不41 4不80 5不4	R2.4.23 R4.12.20 R5.1.23	R6.3.6	1・3・4 棄却	再審査(労)
5	N事件	2不98	R2.11.6	R6.3.18	2・3 全部救済	再審査(使)
6	C事件	4不55	R4.9.21	R6.3.28	2 棄却	再審査(労)
7 ～ 21	T事件外14件	8不31 8不34 8不37 8不41 9不30 10不34 10不39 11不40 11不42 11不45 12不51 12不53 12不56 13不46 14不45	H8.5.7 H8.5.7 H8.5.7 H8.5.7 H9.5.9 H10.5.14 H10.5.14 H11.5.6 H11.5.6 H11.5.6 H12.4.26 H12.4.26 H12.4.26 H13.5.8 H14.4.18	R6.4.9	1(・3) 却下	確定
22	G事件	3不82	R3.11.29	R6.4.11	2・3 棄却	再審査(労)
23	N事件	3不57	R3.8.13	R6.4.30	3 一部救済	再審査(双方)

順次	事件名	事件番号	申立年月日	終結年月日	該当号別 終結区分	不服申立等の 状況 (申立人)
24	T事件	4不39	R4.7.1	R6.4.30	1・3 棄却	確定
25	N事件	2不6	R2.1.28	R6.5.23	1・2 一部救済	再審査(労) 行政訴訟(使)
26	K事件	4不12	R4.3.3	R6.6.19	2 棄却	再審査 (労)
27	H事件	2不67	R2.7.8	R6.7.28	3 一部救済	確定
28	M事件	3不43	R3.6.17	R6.8.7	2 棄却	再審査 (労)
29	Z事件	3不95	R3.12.17	R6.9.2	2・3 全部救済	再審査 (使)
30	M事件	2不85	R2.9.4	R6.9.5	1・3 全部救済	再審査 (使)
31	H事件	4不47	R4.8.29	R6.9.5	1・2・3 一部救済	再審査 (双方)
32	B事件	4不20	R4.4.4	R6.9.6	1・2・4 棄却	再審査 (労)
33	A事件	2不88	R2.9.10	R6.9.24	1・2・3 棄却	未確定
34	S事件	元不95	R1.12.27	R6.10.8	2 棄却	再審査 (労)
35	F事件	4不79	R4.12.19	R6.10.24	1・2・3 一部救済	再審査 (使)
36	B事件	3不81	R3.11.24	R6.11.11	1・2 一部救済	未確定
37	L事件	5不27	R5.4.12	R6.11.25	2 全部救済	未確定

2 命令・決定事件の分類

※ 事件名横の【 】内の数字は、前記第8表の順次のとおりである。

1 不当労働行為を構成する事実（申立内容）

(1) 不利益取扱い

ア 解雇・雇止め等

〈定年後の雇用継続拒否〉

・ T事件【24】

・ M事件【30】

〈懲戒解雇・普通解雇〉

・ A事件【33】

イ 賃金等

〈昇給なし・賞与の業績加算低額〉

・ N事件【25】

〈一時金不支給〉

・ F事件【35】

〈賃金未払〉

・ B事件【36】

ウ 配転・業務割当

〈出張及び時間外労働が少ないこと〉

・ N事件【25】

〈配転〉

・ A事件【33】

エ その他

〈雇止め理由書の送付〉

・ P事件【4】

〈確約書の提出〉

・ P事件【4】

〈産業医との面談要求〉

・ H事件【31】

〈組合活動の写真撮影・業績評価の引下げ〉

・ B 事件 【32】

〈注意指導書の交付・出勤停止処分〉

・ A 事件 【33】

〈業務指示・社内回覧からの除外〉

・ F 事件 【35】

(2) 団体交渉拒否

ア 団体交渉拒否の理由

〈使用者性〉

・ C 事件 【6】

〈労働者性〉

・ G 事件 【22】

〈交渉の行き詰まり〉

・ K 事件 【26】

・ M 事件 【28】

・ B 事件 【36】

〈別件の中労委係属・会社代理人の交渉権限〉

・ H 事件 【31】

〈日程調整〉

・ B 事件 【32】

〈組合の交渉態度〉

・ S 事件 【34】

〈会社内部の問題・組合員の勤務継続意思など〉

・ L 事件 【37】

イ 交渉方式・態様

〈使用者の交渉態度・説明内容〉

・ C 事件 【3】

・ N 事件 【5】

・ N 事件 【25】

・ Z 事件 【29】

・ B 事件 【32】

・ A 事件 【33】

・ S 事件 【34】

・ F 事件 【35】

・ B 事件 【36】

〈団体交渉の回答・開催の遅延〉

・ N 事件 【1】

(3) 支配介入

ア 反組合的言動

〈全契約者への文書配布〉

・ G 事件 【22】

〈組合活動等に係る発言〉

・ H 事件 【27】

イ 人事権の行使

〈錬成費の廃止〉

・ C 事件 【3】

〈雇止め・雇止め理由書の送付〉

・ P 事件 【4】

〈確約書の提出〉

・ P 事件 【4】

〈定年後の雇用継続拒否〉

・ T 事件 【24】

・ M 事件 【30】

〈注意指導書の交付・配転・出勤停止処分・懲戒（普通）解雇〉

・ A 事件 【33】

〈業務指示・社内回覧からの除外・一時金不支給〉

・ F 事件 【35】

ウ 団体交渉に係る会社の対応

〈使用者の交渉態度・説明内容〉

・ P 事件 【4】

・ N 事件 【5】

・ Z 事件【29】

〈団体交渉の回答・開催の遅延〉

・ P 事件【4】

・ H 事件【31】

エ 他組合との差別的取扱い

〈掲示板の貸与拒否・貸与掲示板の場所・合意書締結の条件化〉

・ N 事件【23】

〈組合軽視〉

・ Z 事件【29】

(4) 報復的不利益取扱い

〈行政指導に対する対応〉

・ P 事件【4】

〈懲戒処分〉

・ B 事件【32】

2 不当労働行為の要件・救済手続

(1) 当事者適格等

ア 申立人適格

〈労働者性〉

・ G 事件【22】

〈組合の自主性〉

・ N 事件【1】

〈組合の目的・団体性〉

・ P 事件【2】

イ 使用者性

〈派遣先会社〉

・ P 事件【4】

〈吸収分割承継会社〉

・ N 事件【5】

〈委託元会社〉

・ C 事件【6】

〈本社〉

- ・ N事件【23】

〈子会社〉

- ・ H事件【27】

(2) 却下事由

〈申立期間の徒過〉

- ・ P事件【4】
- ・ F事件【35】

〈救済の利益〉

- ・ P事件【4】
- ・ C事件【6】

3 救済命令

(1) 不利益取扱いの救済

〈文書の交付及び揭示のみ〉

- ・ N事件【25】

〈継続雇用したものととして取り扱うこと及び賃金相当額の支払〉

- ・ M事件【30】

〈業務指示をなかったものととして取り扱うこと及び従前の業務への復帰〉

- ・ F事件【35】

〈業務上の連絡についての差別的取扱いの禁止〉

- ・ F事件【35】

〈一時金支給〉

- ・ F事件【35】

〈未払賃金の支払〉

- ・ B事件【36】

(2) 団体交渉拒否の救済

ア 団体交渉応諾

- ・ B事件【36】
- ・ L事件【37】

イ 誠実な団体交渉

- ・ N事件【5】
- ・ Z事件【29】
- ・ F事件【35】

ウ 文書交付のみ

- ・ H事件【31】

(3) 支配介入の救済

ア 文書交付のみ

- ・ N事件【23】
- ・ H事件【27】

イ 誠実な団体交渉・文書交付及び掲示

- ・ Z事件【29】

ウ 継続雇用・賃金相当額の支払

- ・ M事件【30】

エ 従前の業務への復帰・差別的取扱いの禁止・一時金支給

- ・ F事件【35】

(4) 文書交付・掲示

ア 文書交付

- ・ N事件【23】
- ・ H事件【27】
- ・ H事件【31】
- ・ B事件【36】
- ・ L事件【37】

イ 文書掲示

- ・ N事件【5】

ウ 文書交付及び掲示

- ・ N事件【25】
- ・ Z事件【29】
- ・ M事件【30】
- ・ F事件【35】

3 命令・決定事件の概要

1 N事件（4不43、6.1.11終結、棄却）

(1) 事件の概要

本件は、組合からの令和4年7月12日付団体交渉申入れに対し、法人が応じていないことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

本件申立てを棄却する。

(3) 判断の要旨

ア 法人には、本件団体交渉申入れに対し回答が遅れたことにつき、やむを得なかった事情が存在したことが推認され、法人は、組合の設定した期限の約20日後には回答を行っており、その後、組合との協議に真摯に対応していること等の諸事情を総合的に考慮すると、本件団体交渉申入れに対し応答していなかった法人の対応に非がないとはいえないものの、法人が、団体交渉を拒否する意図をもって応答しなかったということはできず、正当な理由のない団体交渉の拒否に当たるとまではいえない。

イ なお、X1は、専務理事の職に就いており、その責務は、法人の業務執行及び事務局が実施すべき業務のほぼ全般にわたっているが、団体交渉申入時において、X1は、法人から既に解雇されているなど、もはや専務理事としての実態を備えていないといえる。

したがって、X1の参加を許したとしても、このことにつき法人との団体交渉において組合の自主性を損なうものとはいえず、同人を組織する組合が、労働組合法第2条但書第1号に抵触するとはいえない。

2 P事件（31不20、6.1.12終結、却下）

(1) 事件の概要

本件は、申立人組合が平成31年3月9日に申し入れた団体交渉

に被申立人組合が応じなかったことが、不当労働行為に当たるなどとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

本件申立てを却下する。

(3) 判断の要旨

当委員会が申立人組合の資格審査を行った結果、資格審査「決定書」のとおり、申立人組合は労働組合法第2条の規定に適合しない。したがって、申立人組合が労働組合法上の救済を受ける資格を有するものと認めることはできない。

3 C事件（3不17、6.2.5終結、棄却）

(1) 事件の概要

本件は、①会社が錬成費を廃止したこと、②錬成費廃止に係る団体交渉における会社の一連の対応が、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

本件申立てを棄却する。

(3) 判断の要旨

ア 錬成費の廃止は、良好とはいえない会社の財務状況を背景として、全従業員を対象として、錬成費の支給の見直しを図ったものとみるのが相当であり、会社が、錬成費の廃止の協議に当たり、組合と別の組合とで同等の取扱いをしていることや、やや拙速であったとはいえ、組合との間で複数回の団体交渉を行い、資料を示して相応の説明をしたこと等も踏まえると、会社が錬成費を廃止したことは、組合の運営に対する支配介入に当たるとまではいえない。

イ 長期間にわたり支給が続けられてきた錬成費については、諸手当団交の場において十分な協議がなされることが望ましく、会社が、約2か月前に廃止を通知したことは、いささか拙速な対応であったといえるものの、会社は、錬成費廃止の通知後に行われた5回の団体交渉を通じて、錬成費を廃止する理由につ

いて、その根拠となる必要な財務資料を開示するなどして、相応の対応をしており、会社の団体交渉における一連の対応が不誠実な団体交渉に当たるとまではいえない。

4 P事件（2不41外2件、6.3.6棄却）

(1) 事件の概要

本件は、①申立外X2組合（以下「組合」という。）の平成31年4月9日付けの団体交渉申入れに対するY1の対応、②Y1が、X1を令和元年5月6日をもって雇止めとしたこと、③令和元年5月24日、8月7日、10月9日及び2年1月22日の団体交渉におけるY1の対応、④Y1のX1に対する各対応、⑤Y1が、X1の取扱いに関する行政機関からの行政指導に従わなかったこと、⑥X1の労組法上の使用者に当たるY2のX1等に対する各対応が、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

ア 平成31年4月22日のY1の対応についての申立てを却下する。
イ その余の申立てを棄却する。

(3) 判断の要旨

ア 平成31年4月9日付団交申入れに対するY1の対応については、Y1の対応により団体交渉の実質が損なわれたなどと評価することはできず、組合運営に対する支配介入に当たるとはいえない。

イ Y1がX1を令和元年5月6日をもって雇止めとしたことについては、Y1が組合の弱体化を意図してX1を雇止めとしたとみることはできず、組合運営に対する支配介入に当たるとはいえない。

ウ 令和元年5月24日、8月7日、10月9日及び2年1月22日の団体交渉におけるY1の対応については、Y1が団体交渉を無意味化させる対応を行ったなどとは評価できず、組合運営に対する支配介入に当たるとはいえない。

エ 平成31年4月22日の始業前におけるY1の対応についての申

立ては、申立期間を徒過した不適法なものとして却下を免れない。

Y 1 が X 1 に確約書の提出を求めたことは、業務上の改善指導として X 1 に自省を促し、派遣契約の履行を担保しようとしたもとみるのが相当であり、組合員であるが故の不利益取扱い又は組合運営に対する支配介入に当たるとはいえない。

Y 1 が X 1 に雇止め理由書を送付したことは、X 1 に不利益な取扱いであるとも、反組合な行為であるとも評価できず、組合員であるが故の不利益取扱い又は組合運営に対する支配介入に当たるとはいえない。

オ X 1 が 2 不41号事件を申立てたことと、行政指導に対する Y 1 の対応との間に因果関係を認めることはできず、報復的不利益取扱いに当たるとはいえない。

カ Y 2 は、部分的であっても、X 1 の基本的な労働条件等を雇用主と同視できる程度に、現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にあるとはいえず、X 1 又は組合との関係において、労組法上の使用者に当たるとはいえない。そうすると、その余を判断するまでもなく、Y 2 の行為が不当労働行為に当たるとはいえない。

キ 本件申立ての各事実が組合運営に対する支配介入に当たるといえないことは、上記判断のとおりであるから、X 1 に支配介入に係る救済の利益が存在するかについては、判断を要しない。

5 N事件（2不98、6.3.18終結、全部救済）

(1) 事件の概要

本件は、①令和元年11月13日、2年3月13日及び5月28日に行われたシニア契約社員の給与、賞与及び有給休暇に関する団体交渉における Y 1 の対応が、不当労働行為に当たり、② Y 1 が不当労働行為責任を負う場合、Y 2 が、Y 1 の不当労働行為責任を承継するとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

ア Y 1 は、組合らが申し入れたシニア契約社員の給与等を議題とする団体交渉について、シニア契約社員をバンド 3 に位置付けて給与額等を決定した理由、シニア契約社員と正社員との待遇の相違の理由、シニア契約社員制度導入以降給与を据え置いている理由を具体的に説明するなどして、誠実に応じること。

イ 文書掲示（要旨：団体交渉に応じなかったことが不当労働行為と認定されたこと。今後繰り返さないよう留意すること。）

ウ Y 2 は、組合らが、定年後再雇用者の給与等を議題とする団体交渉を申し入れたときは、誠実に応じなければならない。

エ Y 1 によるイの履行報告

(3) 判断の要旨

ア 組合らは、長年にわたりシニア契約社員の処遇改善を Y 1 に要求し、社会情勢や定年後再雇用を取り巻く環境の変化に応じて、Y 1 に改善すべき根拠を示してきており、団体交渉においても、シニア契約社員の給与が低いことなどについて根拠を示した上で、パートタイム・有期雇用労働法の説明義務に基づく具体的な説明を求めていたのに対し、Y 1 は、組合らの質問に応じた具体的な説明や回答を行わず、従前と同様の抽象的な回答を繰り返していたのであるから、元年11月13日、2年3月13日及び5月28日に行われたシニア契約社員の給与を議題とする団体交渉における Y 1 の対応は、不誠実な団体交渉に当たるといわざるを得ない。

イ 3年9月1日、Y 1 と Y 2 とは、吸収分割契約により、Y 1 を分割会社、Y 2 を承継会社として、承継事業を Y 1 から Y 2 に承継させており、吸収分割契約によって労働契約が Y 1 から Y 2 に承継された従業員の中には、組合に所属している従業員も含まれている。

承継事業に関連する債権債務は、Y 1 から Y 2 に免責的に承継され、同事業に従事する従業員の労働契約は、3年9月1日に、Y 1 から Y 2 に承継されている。また、雇用に関する Y 1 と

従業員間のすべての債務等も Y 1 から Y 2 に免責的に承継された。

このような状況においては、Y 1 から Y 2 に承継される権利義務の一つとして不当労働行為責任も承継されると解すべきである。

6 C事件（4不55、6.3.28終結、棄却）

(1) 事件の概要

本件は、①会社は、組合員 X との関係において労働組合法上の使用者に当たり、会社が、組合からの令和 4 年 4 月 11 日付、同月 15 日付及び 7 月 6 日付団体交渉申入れに応じなかったことが不当労働行為に該当し、②組合員 X と申立外 Z 1 法人とが 6 月 7 日付けで和解合意している本件において、救済の利益は存在するとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

本件申立てを棄却する。

(3) 判断の要旨

ア X に対する会社の会場責任者の対応や X の採用時の事情を踏まえたとしても、会社が X の就労環境等を実態として支配、決定していたとは認められない。また、X の雇止めは申立外 Z 1 法人が決定しており、会社が同人の雇用を実質的に支配、決定していたと認めることもできない。従って、会社が雇用主と同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定する地位にあったと評価できず、会社は X との関係において労働組合法上の使用者に当たるとはいえない。

そうすると、その余を判断するまでもなく、会社が、組合からの 4 年 4 月 11 日付、同月 15 日付及び 7 月 6 日付団体交渉申入れに応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉拒否に当たるとはいえない。

イ 以上のとおりであるから、救済の利益については、判断を要しない。

7～21 T事件外14件（8不31外14件、6.4.9終結、却下）

(1) 主文の要旨

本件申立てを却下する。

(2) 判断の要旨

申立人は、死亡しており、同人の死亡の日の翌日から起算して6か月以内に、本件救済申立てについて、承継の申出はなかったため、労働委員会規則第33条第1項第7号の規定に基づき、主文のとおり決定する。

22 G事件（3不82、6.4.11終結、棄却）

(1) 事件の概要

本件は、①契約者が、会社との関係で労働組合法上の労働者に当たり、②申立人組合らが令和3年1月6日、6月29日及び8月18日付けで申し入れた団体交渉に会社が応じなかったことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

本件申立てを棄却する。

(3) 判断の要旨

ア 本件において、①契約者は、会社の業務遂行に不可欠な存在として会社の事業組織に組み入れられており、②会社が契約内容を一方的、定型的に決定しており、③契約者の得る報酬は、契約者の労務の提供に対する対価とみる余地もあるが、事業報酬とみる余地も十分にあり得るものであり、④契約者が会社からの業務の依頼に対して基本的にこれに応ずべき関係にあると認められ、⑤契約者が、広い意味で会社の指揮監督の下に業務を遂行しているとはいえず、その業務の遂行については時間的拘束を受けているとまでは認められないが、一定の場所的拘束を受けていると認められ、⑥契約者は、相当程度の事業者性を備えていると認められる。

そして、①事業組織への組入れの点について、⑤広い意味で

の指揮監督下の労務提供の有無及び程度、⑥契約者の顕著な事業者性の有無及び事業者性の程度を踏まえると、契約者が事業組織に組み入れられているとしても、それは、労働力としての側面のみならず、事業者という側面もあるものと認めるのが相当である。

また、③契約者の受領する報酬については、⑥契約者の事業者性の有無及び事業者性の程度と併せ考慮すれば、事業報酬としての性格を持つ場合もあり、契約者自身の労務の提供の対価又はこれに類する収入としての性格のみを有するとまでは認められない。

以上の事情を総合的に勘案すれば、本件における契約者は、会社との関係において労働組合法上の労働者に当たらないと解するのが相当である。

イ 本件における契約者が会社との関係で労働組合法上の労働者に当たらないことは、上記判断のとおりであるから、その余の点について判断するまでもなく、本件で不当労働行為が成立する余地はない。

23 N事件（3不57、6.4.30終結、一部救済）

(1) 事件の概要

本件は、①Y1営業所が、②本件申立時までに、組合の掲示板貸与要求に応じなかったこと、③令和3年10月25日に、男子浴室入口付近を掲示板のスペースとして提示したこと、④4年2月1日に、掲示板の貸与に当たって本件合意書案を締結することを条件としたこと、⑤組合の組合員との関係で労働組合法上の使用者に当たる本社が、本件申立時までに、組合の掲示板貸与要求に応じなかったことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

ア 文書交付（要旨：Y1営業所が、本件申立時までに、組合の掲示板貸与要求に応じなかったことが不当労働行為と認定された

こと。今後繰り返さないよう留意すること。)

イ 前項の履行報告

ウ その余の申立ての棄却

(3) 判断の要旨

ア Y 1 営業所が、同営業所内において、別組合 Z 2 及び Z 3 に対しては比較的大きな面積の掲示板の貸与を認めている一方で、組合に対しては、本件貸与要求を受けて以降、本件申立時まで、A 4 用紙 4 枚程度という小さな面積の掲示板の貸与すら認めなかったことについて、合理的な理由があったものと認めることはできない。

その他、X の組合結成前後の活動状況等を踏まえると、Y 1 営業所が同人及び組合に対して相応の警戒感を抱いていたものと推認できること等の事情も併せて考慮すると、Y 1 営業所が、本件申立時までに組合の掲示板貸与要求に応じなかったことは、組合の活動力を低下させ、その弱体化を図ろうとする意図を推認させるものといわざるをえず、Y 1 営業所が、本件申立時までに、組合の掲示板貸与要求に応じなかったことは、組合の運営に対する支配介入に当たるものといえる。

しかし、3 年 10 月 25 日に、男子浴室入口付近を掲示板のスペースとして提示したこと、及び、4 年 2 月 1 日に、掲示板の貸与に当たって本件合意書案を締結することを条件としたことは、いずれも組合の運営に対する支配介入には当たらない。

イ 本件において、少なくとも Y 1 営業所における組合への掲示板貸与の可否については、Y 1 営業所が単独で決定できるものであったとみるのが相当であり、本社は、Y 1 営業所内の掲示板貸与について、X の雇用主である Y 1 営業所と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にあったとまでは認められず、本社は、組合の組合員との関係で労働組合法上の使用者には当たらない。

24 T 事件（4 不 39、6. 4. 30 終結、棄却）

(1) 事件の概要

本件は、法人が、令和4年4月1日以降、Xの雇用を継続しなかったことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

本件申立てを棄却する。

(3) 判断の要旨

ア 法人は、定年者が発生したときには、欠員を補充する人員を確保できたか否かにより、雇用延長を行うかどうかを決定する対応をしていたことがうかがわれる。

イ 3年度末においては、法人が採用活動を行った結果、欠員を補充する見込みが立ったため、法人は、Xを含む3名のいずれの者にも68歳以降の雇用延長の打診を行わず、雇用を継続しなかったことが認められる。この法人の対応は、上記の従前の定年者が発生したときの対応と同様であって、格別不自然な点は認められず、法人は、非組合員である2名を含む定年者3名をいずれも雇用延長しなかったのであるから、法人がXの雇用を継続しなかったことは、定年者が組合員であるか否かにかかわらず、人員が確保されたことを理由に定年者全員を同様に取り扱い扱ったものであり、Xが組合員であることを理由とする不利益取扱い及び組合の運営に対する支配介入に当たるということはできない。

25 N事件（2不6、6.5.23終結、一部救済）

(1) 事件の概要

本件は、会社が、①Xに対し、平成31年度及び令和3年度に昇給を行っていないこと、②元年夏季及び冬季並びに2年冬季の賞与において、運転職の平均を下回る業績加算をXに支給していること、③出張（宿泊費及び日当が支給されるもの）及び時間外労働の少ない運行業務をXに担当させていること、及び、④第8回団体交渉及び第14回団体交渉における会社の対応が、不当労働行為に当

たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

ア 文書交付及び掲示（要旨：組合員 X に対し、平成29年6月以降、出張（宿泊費及び日当が支給されるもの）の少ない運行業務を担当させていたことが不当労働行為と認定されたこと。今後繰り返さないよう留意すること。）

イ 前項の履行報告

ウ その余の申立ての棄却

(3) 判断の要旨

ア 昇給、業績加算、出張及び時間外労働について

㊦ 平成31年度及び令和3年度に昇給していないことについて
Xが組合員であることや同人の組合活動が、同人の考課結果に影響していたとまではみることができず、会社が、Xに対し、平成31年度及び令和3年度に昇給を行っていないことは、同人に対する組合員であるが故の不利益取扱いに当たるとまではいえない。

㊧ 元年夏季及び冬季並びに2年冬季の業績加算が低額であることについて

Xの元年夏季及び冬季並びに2年冬季の業績加算が低額であることについては、同人が組合員であることや同人の組合活動が影響しているとまではみることができない。

㊨ 出張及び時間外労働が少ないことについて

平成29年6月以降、会社がXに出張の少ない運行業務を担当させていることは、同人の組合加入を理由とする不利益取扱いに当たる。

会社が、組合加入後にXに時間外労働の少ない業務を担当させているとまでいうことはできない。

イ 団体交渉について

会社は、Xの昇給の考課の各項目の評価点が低い理由や、業績加算が低額である理由について、事実関係の認識については組合と議論が対立していたものの、会社の認識する事実に基づ

いて、一定程度具体的な例を挙げるなどして説明しており、結果として、事実の認識が違う組合の納得を得られなかったとしても、会社の対応が不誠実な団体交渉に当たるとまでいうことはできない。

26 K事件（4不12、6.6.19終結、棄却）

(1) 事件の概要

本件は、令和3年11月12日の第5回団体交渉以降、法人が団体交渉に応じなかったことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

本件申立てを棄却する。

(3) 決定の要旨

本件の事情に鑑みれば、少なくとも第5回団体交渉時点では、事実関係の認識について、組合と法人の双方が相応の主張を尽くした上で平行線に至っており、また、団体交渉において、Xが、Xの懲戒解雇事由ともB1教授の言動とも関係のない発言を繰り返したことや、追加した議題に関することであるとはいえ、B3教授の暴行について長々と発言したことにより協議が円滑に進行しなかった事情が認められることも踏まえると、交渉が進展する見込みのない行き詰まりの状態に達していたといえる。

そうすると、法人が団体交渉に応じなかったことに正当な理由がないとはいえないから、3年11月12日の第5回団体交渉以降、法人が団体交渉に応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉拒否には当たらない。

27 H事件（2不67、6.7.28終結、一部救済）

(1) 事件の概要

本件は、令和2年3月24日にB1エリア長がXに対して行った言動が、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

ア Y 2 による文書交付（要旨：ストライキの中止を働き掛けたことが不当労働行為と認定されたこと。今後繰り返さないよう留意すること。）

イ Y 2 による前項の履行報告

ウ Y 1 に対する申立ての棄却

(3) 判断の要旨

ア Y 2 に対する申立てについて

本件言動は、労使の緊張関係が高まる中で、B 2 園に直接関わる会社関係者としては最上位の職位にあると認識されていた B 1 エリア長から、本件ストの回避に影響がある人物ではあるものの、組合ではなく一組合員である X に対し、1 対 1 で、約 1 時間程度、個室の事務室で面談を行うという精神的圧力の掛かる状況下で本件ストの中止を働き掛けたものであり、本件言動は、本件ストの回避に影響力がある組合員である X に対して威嚇的效果を与えるものであるとともに、組合をないがしろにし、組合の存在を軽視するものであると認められる。

よって、本件言動は、Y 2 による組合運営に対する支配介入行為に当たる。

イ Y 1 に対する申立てについて

Y 1 が B 1 エリア長に対して具体的な指示や要請を行っていた等の事実は認められず、Y 1 が本件言動に関与していたとは認められない。

28 M 事件（3 不43、6.8.7 終結、棄却）

(1) 事件の概要

本件は、会社が、組合による令和 3 年 4 月 6 日付団体交渉申入れに応じなかったことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

本件申立てを棄却する。

(3) 判断の要旨

3年4月6日付団体交渉申入れ前に4回実施された団体交渉において、会社は組合の理解を得るべく相応の対応を行っており、組合が同じ質問を繰り返す状況に至っていたことを踏まえると、会社が、団体交渉を更に継続する必要性について疑問を抱き、同一の内容を繰り返すものであれば交渉継続の必要性を認めない旨の回答を複数回にわたり組合に伝達したことには相応の根拠があったと認められること、4回の団体交渉におけるやり取りを経ても、組合と会社との認識の差が埋まるには至らず、3年4月6日付団体交渉申入れ時点において、これ以上交渉を重ねても労使いずれかの譲歩によって交渉が進展する余地はなかったとみるのが相当であることなどから、会社が、交渉再開を要しないものと判断しているなどとする回答を行ったことは、当時の状況下において無理からぬものであり、正当な理由のない団体交渉の拒否に該当するということとはできない。

29 Z事件（3不95、6.9.2終結、全部救済）

(1) 事件の概要

本件は、会社が、組合に対し、近距離国際線及び国内線の乗務時における休憩について、第2回から第5回までの団体交渉において、「法令の規定（労働基準法施行規則第32条第2項）を遵守し、適正な運用を行っている。」と繰り返し回答した対応が、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

ア 会社は、組合が令和3年4月15日付けで申し入れた、近距離路線に乗務する客室乗務員と組合員の休憩を議題とする団体交渉について、自らの主張を裏付ける具体的な根拠を示すなどして、誠実に応じなければならない。

イ 文書の交付及び掲示（要旨：団体交渉における対応が不当労働行為と認定されたこと。今後繰り返さないよう留意すること。）

ウ 前項の履行報告

(3) 判断の要旨

- ア 本件の第2回から第5回までの団体交渉において、組合が、本件休憩について、規則第32条第2項に沿った適正な運用を行って休憩に相当する時間を取得できるよう要求したことに對し、会社は、法令を遵守して適正に運用している旨の回答や、法文を読み上げるだけの回答を繰り返し、具体的な運用の実態や、法令どおり適正に運用されているとする根拠を何ら示していない。こうした会社の対応は、組合の要求に對し真摯に説明して労使間の合意形成の可能性を模索する姿勢を欠いたものであるから、不誠実な団体交渉に当たる。
- イ 第2回から第5回までの団体交渉における会社の対応は、組合との合意形成を模索する姿勢に欠けていただけではなく、組合への対応をおろそかにしたものであり、組合の存在を軽視するものであるから、組合の組織運営に對する支配介入にも該当する。

30 M事件（2不85、6.9.5終結、全部救済）

(1) 事件の概要

本件は、法人が、①X1を令和2年6月16日以降継続雇用しなかったこと、②X2を同年9月23日以降継続雇用しなかったこと、③X3を同年10月25日以降継続雇用しなかったことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

ア 法人は、X1を令和2年6月16日付けで、X2を同年9月23日付けで、X3を同年10月25日付けで、それぞれ継続雇用した上、それ以降毎年4月1日付けで雇用契約を更新したものと取り扱い、上記3名を職場復帰させるとともに、継続雇用の日から職場復帰するまでの間の賃金相当額として、それぞれ月額〇万円以上の額を支払わなければならない。

イ 文書交付及び掲示

ウ 前各項の履行報告

(3) 判断の要旨

平成18年4月以降令和4年9月までの間、本件高校において定年退職し継続雇用の申出を行った教員のうち、継続雇用が認められなかったのは組合員のみであること、法人において定年退職時に何らかの役職に就いていないことが継続雇用されない条件となっていたと認めることはできないこと、法人のX1らに対する各懲戒処分等は、その多くが同人らの組合活動に対するものであって、おおむね、いずれも継続雇用の申出を拒否する理由として相当性を欠くものであることや、そのほか、2年度及び3年度の法人における教員の退職及び採用状況、法人が、就業規則において組合員の組合活動に対する嫌悪感を容易に想起させる禁止事項等を追加していることを併せて考慮すると、法人が、①X1を2年6月16日以降継続雇用しなかったこと、②X2を9月23日以降継続雇用しなかったこと、③X3を10月25日以降継続雇用しなかったことは、それぞれ同人らが組合らの組合員であることを理由として行われた不利益取扱いであり、また、同人らを法人から排除することによって組合らの組織及び活動を弱体化させる支配介入であるといえる。

31 H事件（4不47、6.9.5終結、一部救済）

(1) 事件の概要

本件は、①組合の令和4年8月8日付要求書及び5年2月16日付抗議書に対する会社の対応、②組合が4年8月8日付要求書において、Xと会社産業医との面談を要求したことに対する会社の対応、③会社が、組合の4年8月8日付要求書に対し、5年1月18日付準備書面で回答としたことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

ア 文書交付（要旨：令和4年8月8日付要求書による団体交渉の申入れに応じなかったことが不当労働行為と認定されたこと。今後繰り返さないよう留意すること。）

イ 前項の履行報告

ウ その余の申立ての棄却

(3) 判断の要旨

ア 会社が、4年8月8日付要求書による本件団体交渉申入れがなされた後5年1月18日付準備書面を提出するまでの間、組合に対して団体交渉の実施に向けた働き掛けを行っていたことの疎明がないことなどを考慮すれば、組合の4年8月8日付要求書に対し、4年8月12日付回答書により別件不当労働行為救済申立事件の中労委の手続の中で検討されるべきものである旨を回答して団体交渉に応じなかった会社の対応は、正当な理由のない団体交渉拒否に当たるといふべきである。

なお、組合が送付した5年2月16日付抗議書に記載されている会社代理人の交渉権限の問題等については、少なくとも、団体交渉実施における支障にはならないとみるのが相当であることなどの事情等を考慮すると、5年2月16日付抗議書に対する会社の対応は、正当な理由のない団体交渉拒否には当たらない。

イ 使用者が、係争中の当事者から特定の従業員との面会を求められた場合にこれに応じないこと自体は必ずしも不自然な対応であるとまではいえないのであって、組合及びXと会社との係争の経緯等の事情を勘案してもなおXが組合員であるが故にXとZ1医師との面談が実現しなかったと認めることはできず、会社の対応は、Xが組合員であることを理由とした不利益取扱いには当たらない。

ウ 会社が、組合の4年8月8日付要求書に対し、5年1月18日付準備書面で回答としたことは、組合を殊更に無視し、組合弱体化を企図したものとまでは認めることができず、組合運営に対する支配介入には当たらない。

32 B事件（4不20、6.9.6終結、棄却）

(1) 事件の概要

本件は、①組合が、令和3年7月29日付けで申し入れた団体交渉に、会社が10月7日まで応じなかったこと、②10月7日に行われた団体交渉における会社の対応、③10月17日に会社が組合との労働条件の交渉を行わないとの意思を示したこと、④10月18日に会社のエリアマネージャーが、組合員らがチラシを配布する様子を写真撮影した行為、⑤11月4日に会社が、組合との団体交渉を一方的に打ち切ったこと、⑥4年3月8日に会社が、組合員X1の業績評価を「期待を超えている」から「期待に込んでいる」に引き下げたこと、⑦6月15日に会社が、組合員X2に対して雇用を脅かす書面を発行して、それを読むことを強要したことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

本件申立てを棄却する。

(3) 判断の要旨

ア 会社は、組合との団体交渉開催に向けて調整を図っていた事実が認められ、いたずらに組合との団体交渉を避けて開催を引き延ばしていたと評価することはできず、むしろ、団体交渉開催の遅延の主な原因は組合にあったといわざるを得ないため、会社の対応は正当な理由のない団体交渉拒否に当たらない。

イ 会社は、対案を提示することはなかったものの、第1回団体交渉とその前後のやり取りを通じて、単に組合の要求を拒否しただけではなく、なぜ要求に応じられないのか、自らの見解とその根拠を組合に説明し理解を求めようと試みていたといえ、会社の交渉態度が不誠実な対応ということとはできない。

ウ 会社の10月15日付文書での回答において、会社が、組合との団体交渉を行わないとの意思を示した事実を認めることはできないから、会社の上記文書における回答は、正当な理由のない団体交渉拒否には当たらない。

- エ 本件撮影行為によって組合員らに何らかの不利益が生じた事実は認められないから、本件撮影行為が組合員であることを理由とした不利益取扱いに当たるということはできない。
- オ 会社が、11月4日の事務折衝を延期したことに、組合との話し合いを打ち切る意図があったということとはできず、11月4日の会社の対応は、正当な理由のない団体交渉拒否には当たらない。
- カ X1が組合員であること又は同人の正当な組合活動を理由として、会社がX1の評価を不当に引き下げたと認めるに足りる具体的な事実の疎明がないことから、会社による4年3月8日のX1の評価が、同人が組合員であることなどを理由とした不利益取扱いに当たるということはできない。
- キ 会社が、X2に対して雇用を脅かす書面を発行して、それを読むことを強要した事実を認めることはできず、当委員会に不当労働行為救済申立てを行ったことを理由とした不利益取扱いに当たる会社の行為があったということとはできない。会社が、受講者からの信頼を損ね、会社の信用の失墜につながるおそれもあるとして、X2の指示拒否は懲戒事由に該当すると判断したことには相応の理由があったといえ、本件懲戒処分は、組合が本件不当労働行為救済申立てを行ったことを理由とする報復的不利益取扱いには当たらない。

33 A事件（2不88、6.9.24終結、棄却）

(1) 事件の概要

本件は、①会社が、Xに対して、令和元年9月24日付けで注意指導書を交付したこと、10月1日付けで配転命令を発したこと及び2年8月19日付けで出勤停止処分をしたこと、②元年9月24日、10月29日、2年1月14日、6月26日、3年2月18日及び3月16日の各団体交渉における会社の対応、③会社が3年3月17日付けでXを懲戒解雇又は予備的に普通解雇としたことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

本件申立てを棄却する。

(3) 判断の要旨

ア 元年9月24日付注意指導書の交付、10月1日付配転命令及び2年8月19日付出勤停止処分は、いずれも、会社が反組合的な意図をもって行ったものとみることはできず、組合員であることを理由とする不利益取扱い又は組合運営に対する支配介入に当たるとはいえない。

イ 会社の対応が不誠実な交渉態度であるとまでいえる事実は認められず、各団体交渉における会社の対応は不誠実な団体交渉に当たるとはいえない。

ウ 3年3月17日付懲戒解雇及び普通解雇は、会社が反組合的意図の下で行ったものとみることはできず、組合員であることを理由とする不利益取扱い又は組合運営に対する支配介入に当たるとはいえない。

34 S事件（元不95、6.10.8終結、棄却）

(1) 事件の概要

本件は、①令和4年3月2日の団体交渉における法人の対応、②組合からの4月14日付けの団体交渉の申入れに対し、法人が4月19日付ご連絡により、応ずることができない旨を回答したことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

本件申立てを棄却する。

(3) 判断の要旨

ア 法人は、団体交渉出席者の交渉権限やその根拠に係る論点について、組合に対して相応の説明を行っており、また、法人側の団体交渉出席者にも特段の問題は認められない。このような状況の下で、4年3月2日の第9回団体交渉で法人が組合との団体交渉を打ち切った時点において、両者の間で、団

体交渉事項に関して実質的・建設的な交渉を行うことは不可能な状態に陥っており、その原因は、労使が対等の立場で協議するという団体交渉の趣旨を自ら否定ないし没却する発言を行い、また、法人の発言そのものを妨害し続ける発言を繰り返した、組合の交渉態度にあった。そして、法人は、組合の繰り返しの質問に対し、法人としての認識を説明するほかになく、また法人としてそのような認識に至った経緯は不自然とはいえないから、法人の対応によって、上記の組合の交渉態度が正当化されるものではない。

イ 法人が、上記アのような組合の交渉態度から、第9回団体交渉のみならず、以降の組合との団体交渉においても、組合との間で実質的・建設的な交渉を行うことは期待できないと考え、団体交渉を行わないと判断したのもやむを得ないものといわざるを得ない。

35 F事件（4不79、6.10.24終結、一部救済）

(1) 事件の概要

本件は、①令和4年12月11日に開催された団体交渉における会社の対応、②会社からの、X1の主な業務は書籍等を読むことに専念することであるとの指示、③会社がX1を社内回覧から除外したこと、④会社がX1に対し、3年12月、4年3月、6月から8月までの間に1回及び11月又は12月に1回の合計4回の一時金を不支給としていることが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

ア 会社は、組合が申し入れた、組合員の労働条件等を議題とする団体交渉について、交渉の途中で打ち切ることなく、誠実に応じること。

イ 会社は、X1に対する業務指示をなかったものとして取り扱い、同人を、業務指示を受ける以前に行っていた被申立人のB1工場の場内作業へ復帰させること。

- ウ 会社は、X 1 に対する業務上の必要事項の連絡について、他の従業員と異なる差別的な取扱いをしないこと。
- エ 会社は、X 1 に対し、令和 4 年度の 2 回分の一時金として、〇万円を支払うこと。
- オ 文書交付及び掲示（要旨：① 4 年 12 月 11 日に開催した団体交渉を交渉の途中で打ち切ったこと、② X 1 に対し、業務指示を行ったこと、③ X 1 に対し、業務上の必要事項の連絡を行わなかったこと及び④ X 1 に対し、4 年度の 2 回分の一時金を不支給としたことが、不当労働行為と認定されたこと。今後繰り返さないよう留意すること。）
- カ イ、エ及びオの履行報告
- キ 3 年 12 月及び 4 年 3 月の一時金に係る申立ての却下

(3) 判断の要旨

- ア 会社が、団体交渉を交渉の途中で一方的に打ち切って退出したのは、交渉に消極的な態度の下に、X 2 委員長の「聞いてください。」等の発言を奇貨として行ったものとみざるを得ず、真摯に団体交渉を続ける姿勢に欠けた不誠実な対応であったといわざるを得ないことから、4 年 12 月 11 日に開催された団体交渉を一方的に打ち切った会社の対応は、不誠実な団体交渉に当たる。
- イ 会社が、本件業務指示において、X 1 に対し、最終的に学習を主業務とするよう指示すると共に、それまで行っていた屋内業務から外し、職場スペースとは別の良好とはいえない学習環境を与えるといった不自然な対応をしたのは、対立的な関係にある組合及び組合員 X 1 を嫌悪し、X 1 に通常の業務や職場スペースを与えないことにより、業務上の不利益や精神的な不利益を与えるとともに、他の従業員に対し、組合に加入すると不利益な取扱いを受けるとの印象を強く与えることにより、組合の弱体化を企図したものであるといわざるを得ないため、本件業務指示は、組合員であることを理由とした不利益取扱いに当たるとともに、組合の弱体化を企図した

支配介入にも当たる。

ウ 会社がX1を回覧から除外したことは、当時の対立的な労使関係や、会社が組合に対し、11月又は12月に支給した一時金について、実態とは異なる回答を行っていたことを併せ考えると、反組合的意図をもって、組合及び組合員X1に対する情報を遮断しようとしたものといわざるを得ないため、組合員であることを理由とした不利益取扱い及び組合の組織運営に対する支配介入に当たる。

エ 3年12月支給の一時金及び4年3月16日支給の一時金に係る追加申立てについては、「行為の日から1年」（労働組合法第27条第2項）の申立期間を徒過したものとして、却下を免れない。

会社が、X1に対し、一時金査定結果や「賞与支給明細書」を示していないことからすれば、X1の4年度の一時金不支給が査定の結果によるものとみることが困難であり、対立的な労使関係の状況も考慮すると、会社は、組合及び組合員X1を嫌悪し、反組合的意図をもって、X1の4年度の一時金を不支給とするとともに、組合及び組合員X1に対し、一時金に関する情報を遮断して、X1への一時金不支給が問題とされることを避けようとしたものであるといわざるを得ず、会社が、X1に対し、4年6月から8月までの間に1回及び11月又は12月に1回の合計2回の一時金を不支給としていることは、組合員であることを理由とした不利益取扱い及び組合活動を阻害する支配介入に当たる。

36 B事件（3不81、6.11.11終結、一部救済）

(1) 事件の概要

本件は、①会社が、Xに対し、支払義務があることを認めた未払賃金等を支払わなかったこと、②令和3年7月12日及び9月13日に行われた団体交渉における会社の対応、③会社が、9月21日の団体交渉を中止したこと及び10月12日付けの「回答書(2)」

でこれ以上団体交渉をする必要がない旨を回答したこと、④組合の5年5月21日付け及び6月5日付けの団体交渉再開の申入れに対し、会社が応じなかったことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

ア 会社は、組合員Xに対し、金員〇円を支払わなければならない。

イ 会社は、組合が令和5年5月21日付け及び6月5日付けで申し入れた団体交渉に誠実に応じなければならない。

ウ 文書交付（要旨：支払義務があることを認めた未払賃金を支払わなかったこと、令和3年9月21日の団体交渉を中止したこと及び10月12日付けの「回答書(2)」でこれ以上団体交渉をする必要がない旨を回答したこと並びに団体交渉再開の申入れに応じなかったことが不当労働行為と認定されたこと。今後繰り返さないよう留意すること。）

エ ア及びウの履行報告

オ その余の申立ての棄却

(3) 判断の要旨

ア 会社は、会社の他の従業員を組合に勧誘するなどのXの組合活動を嫌悪し、組合との交渉を回避しながら、会社が支払義務があることを認めた部分を超える未払賃金等に係る組合の要求を取り下げさせることを意図して、組合員であるXに対し、支払義務があることを会社が認めた部分についても支払わないとする不利益を課したとみるのが相当であるから、同人が組合員であることを理由とした不利益取扱いに当たる。

イ ③については、当時団体交渉が行き詰まっていたとは認められず、また、④については、団体交渉再開の申入れに会社が応じなかったことにつき正当な理由があったとは認められないから、いずれも正当な理由のない団体交渉拒否に当たるが、②については、不当労働行為に当たらない。

37 L事件（5不27、6.11.25終結、全部救済）

(1) 事件の概要

本件は、会社が、組合からの令和5年3月28日付けの団体交渉の申入れに対して回答を行わず、団体交渉に応じなかったことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

ア 会社は、組合が令和5年3月28日付けで申し入れた団体交渉に速やかに応じること。

イ 文書交付（要旨：令和5年3月28日付けで組合が申し入れた団体交渉に応じなかったことが不当労働行為と認定されたこと。今後繰り返さないよう留意すること。）

ウ イの履行報告

(3) 判断の要旨

ア 組合の「労働組合加入通知書」及び「団体交渉申入書」は、会社に対して送付したものであり、令和5年3月29日には会社に到達しているのであるから、会社として対応すべきものであって、会社内部における執行役員との情報共有や意思疎通の不足等は、組合からの団体交渉申入れに応じない正当な理由にはならない。

加えて、会社は、4月3日の組合からの電子メール受信後も、組合に対して一切連絡をしておらず、その結果、団体交渉にも応じていないのであるから、会社の対応は、正当な理由のない団体交渉拒否に該当する。

イ 上記のほか、会社は、団体交渉に応じなかった経緯について、Xの勤務継続意思が不明であり、コミュニケーションを意図的に拒否していることに不審を抱いたこと、Xの欠勤時の連絡に関する問題や同人が上司の業務指示に従わないことなど勤務態度が悪かったことを主張しているが、会社の上記各主張は、いずれも組合との団体交渉に応じない正当な理由になり得ないことは明らかであり、アの判断を左右しない。

第3節 再審査事件の概況

1 再審査事件の係属状況

当委員会の発した命令に係る令和6年中の再審査事件係属件数は、前年からの繰越31件と新規申立て18件を合わせた49件で、そのうち、令和6年12月末までに、22件が終結した（第9表）。

2 再審査事件の終結状況

終結した22件は、棄却が5件、一部変更が1件、和解認定が13件、取下が3件であった（第9表）。

第9表 再審査事件一覧

(1) 前年からの繰越事件 (31件)

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
1	T事件	3不52 H3.11.6 H8.8.20	1・2・3 全部救済	8不再29 H8.9.2 係属中	使 1・2・3
2	E事件	23不14 H23.2.4 H27.2.16	1・2・3 棄却	27不再10 H27.2.25 係属中	労 1・2・3
3	J事件	29不30 H29.4.18 R3.3.25	1 棄却	3不再11 R3.4.5 R6.1.26	労 1 和解認定
4	A事件	31不5 H31.1.29 R3.6.30	2 全部救済	3不再19 R3.7.13 R6.5.20	使 2 和解認定
5	N事件	2不25 R2.2.10 R3.8.18	2 一部救済	3不再30 R3.8.25 R6.1.23	使 2 棄却
6	K事件	29不87 H29.11.28 R3.11.10	1・2・3 棄却	3不再44 R3.11.24 係属中	労 1・2・3
7	D事件	元不42 R1.5.29 R4.3.30	3 一部救済	4不再13 R4.4.12 R6.8.19	使 3 棄却
8				4不再14 R4.4.12 R6.8.19	労 3 棄却

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
9	U事件	29不31 30不10 H29.4.24 H30.2.8 R4.4.14	1・3 棄却	4不再18 R4.4.26 R6.7.11	労 1・3 棄却
10	O事件	元不54 R1.7.5 R4.5.26	1・2・3 一部救済	4不再24 R4.6.8 R6.4.18	使 1・2・3 一部変更
11	T事件	2不40 3不27 R2.4.20 R3.4.2 R4.8.24	1・2・3 一部救済	4不再34 R4.9.5 R6.11.7	労 1・3 取下
12	U事件	2不24 R2.3.16 R4.11.25	2 全部救済	4不再37 R4.12.7 係属中	使 2
13	A事件	30不31 H30.4.12 R4.12.7	1・3 一部救済	4不再42 R4.12.20 係属中	労 1・3
14	F事件	3不60 R3.8.23 R5.1.26	1・2・3 一部救済	5不再4 R5.2.8 R6.3.11	労 1・2・3 和解認定
15	A事件	3不23 R3.3.29 R5.3.14	1・3 一部救済	5不再10 R5.3.24 R6.1.29	労 1・3 和解認定
16				5不再11 R5.3.28 R6.1.29	使 1・3 和解認定

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
17	J事件	29不30 H29.4.18 R5.5.31	2・3 全部救済	5不再18 R5.6.13 R6.1.26	使 2・3 和解認定
18	Y事件	2不80 R2.9.1 R5.6.1	1 一部救済	5不再16 R5.6.7 係属中	使 1
19				5不再19 R5.6.14 係属中	労 1
20	J事件	2不110 R2.12.21 R5.6.7	1・3 全部救済	5不再17 R5.6.9 係属中	使 1・3
21	C事件	2不53 R2.6.11 R5.6.30	2 一部救済	5不再21 R5.7.13 R6.5.17	労 2 和解認定
22	T事件	31不4 H31.1.24 R5.7.11	1・3 棄却	5不再22 R5.7.19 R6.7.20	労 1・3 棄却
23	U事件	3不3 R3.1.12 R5.9.7	1・3 全部救済	5不再30 R5.9.19 R6.12.10	使 1・3 和解認定
24	N事件	3不35 R3.5.7 R5.10.12	2 棄却	5不再33 R5.10.23 R6.8.5	労 2 和解認定
25	N事件	2不8 R2.1.31 R5.11.1	1・2・3 一部救済	5不再35 R5.11.7 R6.4.12	使 2 和解認定

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
26	S事件	3不71 R3.10.4 R5.11.8	1・2・3 一部救済	5不再36 R5.11.24 R6.12.17	労 2 和解認定
27	W事件	2不107 R2.12.14 R5.11.14	2・3 一部救済	5不再38 R5.11.27 係属中	使 3
28				5不再39 R5.11.28 係属中	労 2・3
29	S事件	元不87 R1.11.27 R5.11.29	1・2・3 一部救済	5不再41 R5.12.7 係属中	使 1・3
30				5不再43 R5.12.13 係属中	労 2・3
31	L事件	4不14 R4.3.11 R5.12.13	2 棄却	5不再45 R5.12.19 R6.8.2	労 2 取下

(2) 令和6年の申立事件 (18件)

順次	事 件 名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
1	N事件	4不43 R4.7.27 R6.1.11	2 棄却	6不再1 R6.1.15 R6.8.6	労 2 取下
2	C事件	3不17 R3.3.22 R6.2.5	2・3 棄却	6不再6 R6.2.16 R6.12.12	労 2・3 和解認定
3	P事件	2不41 4不80 5不4 R2.4.23 R4.12.20 R5.1.23 R6.3.6	1・3・4 棄却	6不再9 R6.3.18 係属中	労 1・3・4
4	N事件	2不98 R2.11.6 R6.3.18	2・3 全部救済	6不再11 R6.4.1 係属中	使 2・3
5	C事件	4不55 R4.9.21 R6.3.28	2 棄却	6不再16 R6.4.10 R6.9.10	労 2 和解認定
6	G事件	3不82 R3.11.29 R6.4.11	2・3 棄却	6不再18 R6.4.19 係属中	労 2・3

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
7	N事件	3不57 R3.8.13	3 一部救済	6不再20 R6.5.2 係属中	使 3
8		R6.4.30		6不再22 R6.5.15 係属中	労 3
9	N事件	2不6 R2.1.28 R6.5.23	1・2 一部救済	6不再26 R6.6.6 係属中	労 1・2
10	K事件	4不12 R4.3.3 R6.6.19	2 棄却	6不再28 R6.7.3 係属中	労 2
11	M事件	3不43 R3.6.17 R6.8.7	2 棄却	6不再36 R6.8.21 係属中	労 2
12	Z事件	3不95 R3.12.17 R6.9.2	2・3 全部救済	6不再40 R6.9.12 係属中	使 2・3
13	M事件	2不85 R2.9.4 R6.9.5	1・3 全部救済	6不再42 R6.9.13 係属中	使 1・3
14	H事件	4不47 R4.8.29	1・2・3 一部救済	6不再43 R6.9.18 係属中	使 2
15		R6.9.5		6不再45 R6.9.20 係属中	労 1・2・3

順次	事 件 名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
16	B 事件	4 不20 R4. 4. 4 R6. 9. 6	1・2・4 棄却	6 不再44 R6. 9. 17 係属中	労 1・2・4
17	S 事件	元不95 R1. 12. 27 R6. 10. 8	2 棄却	6 不再49 R6. 10. 23 係属中	労 2
18	F 事件	4 不79 R4. 12. 19 R6. 10. 24	1・2・3 一部救済	6 不再50 R6. 11. 5 係属中	使 1・2・3

第4節 行政訴訟事件の概況

1 行政訴訟事件の係属状況

当委員会の発した命令に係る令和6年中の行政訴訟事件係属状況は、第10表、第11表のとおりである。

第10表 行政訴訟事件の係属状況

裁判所	係属件数(うち新規)	終結件数
東京地方裁判所	5 (1)	3
東京高等裁判所	2 (1)	1
最高裁判所	2 (1)	1

2 緊急命令申立事件

令和6年中に、労働組合法第27条の20の規定に基づいて新たに緊急命令申立てを行った事件はなかった。

3 確定命令不履行通知

当委員会の発した救済命令のうち、令和6年中に確定した命令は2件であり、労働組合法第27条の13に基づいて新たに確定命令不履行の通知を行った事件はなかった。

第11表 行政訴訟事件一覽

(1) 東京地方裁判所係属事件（5件）

順次	事件名 都労委事件番号 終結年月日 終結区分	提起人	提起年月日 終結年月日	結果	訴訟代理人 指定代理人
1	T事件 2不40, 3不27 R4. 8. 24 一部救済	使	R4. 9. 22 R6. 2. 29	棄却	太田 野口 相馬
2	T事件 2不104 R4. 9. 26 却下	労	R5. 3. 17 係属中	—	渡邊 金井 澤田 諏訪
3	C事件 2不53 R5. 6. 30 一部救済	使	R5. 7. 27 R6. 6. 5	取下	卷淵 金井 澤田 辻
4	S事件 3不71 R5. 11. 8 一部救済	使	R5. 12. 7 R6. 12. 25	取下	福島 金井 村上 恩田
5	N事件 2不6 R6. 5. 23 一部救済	使	R6. 6. 14 係属中	—	森(円) 野口 土屋 米山

(2) 東京高等裁判所係属事件 (2件)

順次	都労委	東京地方裁判所		東京高等裁判所		結果	訴訟代理人 指定代理人
	事件名 事件番号 終結年月日 終結区分	提起人	提起年月日 終結年月日 結果	控訴人	控訴年月日 終結年月日		
1	A事件 30不31 R4. 12. 7 一部救済	使	R4. 12. 28 R5. 12. 14 一部取消	当委員会 使	R5. 12. 27 R5. 12. 27 R6. 7. 10	棄却	三木 野口 高橋
2	T事件 2不40, 3不27 R4. 8. 24 一部救済	使	R4. 9. 22 R6. 2. 29 棄却	使	R6. 3. 14 係属中	—	太田 野口 茨木

(3) 最高裁判所係属事件 (2件)

順次	都労委	東京地方裁判所		東京高等裁判所		最高裁判所		訴訟代理人
	事件名 事件番号 終結日 終結区分	提起人	提起日 終結日 結果	控訴人	控訴日 終結日 結果	上告人	上告日 終結日 結果	指定代理人
1	A事件 31不3 R3. 8. 18 全部救済	使	R3. 9. 16 R5. 1. 26 棄却	使	R5. 2. 8 R5. 8. 2 棄却	使	R5. 8. 10 R6. 1. 25 棄却 不受理	— 野口 高橋
	A事件 30不31 R4. 12. 7 一部救済		使		R4. 12. 28 R5. 12. 14 一部取消		当委員会 使	R5. 12. 27 R5. 12. 27 R6. 7. 10 棄却

第3章 労働組合の資格審査等

第1節 労働組合の資格審査の概況

1 取扱概況

(1) 取扱件数

令和6年中に取り扱った労働組合の資格審査は326件で、このうち前年からの繰越が229件、新規係属が97件であった（資料＜統計表＞第39表）。

(2) 対前年比較

前年に比べて、取扱件数は56件減少し、新規係属件数は20件減少した（資料＜統計表＞第39表）。

2 新規係属状況

(1) 係属事由

新規係属97件を係属事由別にみると、不当労働行為救済申立てに伴うものが73件、法人登記のためのものが22件、労働者供給事業のためのものが2件であった（資料＜統計表＞第41表）。

(2) 全国都道府県労委の新規係属総件数に占める割合

令和6年の全国都道府県労委の新規係属総件数は362件であり、前年より37件減少した。

当委員会に係属した新規件数97件を全国比で見ると26.8%となり、前年より2.5ポイント減少した（資料＜統計表＞第40表）。

3 終結状況

(1) 終結件数

令和6年中の取扱件数326件のうち、126件が終結した。終結件数は、前年より27件減少した（資料＜統計表＞第39表）。

(2) 終結区分

終結した126件を終結区分別にみると、資格あり40件、資格なし3件、打切81件、取下2件となっている（資料＜統計表＞第39表）。

(3) 係属事由別終結状況

終結状況を係属事由別にみると、①不当労働行為救済申立てに係るものは106件で、うち資格ありが24件、資格なしが1件、本案の和解成立ないし和解以外の取下等に伴う打切が81件、②法人登記に係るものが18件で、資格ありが14件、資格なしが2件、取下が2件、③労働者供給事業に係るものでは資格ありが2件となっている（資料＜統計表＞第42表）。

第2節 労働関係調整法第37条違反被疑事件

令和6年中に取り扱った事件はなかった。

第3節 認定告示

令和6年中に、地方公営企業労働関係法第5条第2項の規定に基づいて、労働組合法第2条第1号に規定するいわゆる非組合員の範囲の認定手続の開始を決定した事件はなかった。

第4章 組織・運営

第1節 組織

1 委員会

(1) 委員

当委員会は、公・労・使各側13名の委員で構成されており、会長1名と会長代理2名を置いている（令和6年12月31日現在。巻末委員名簿参照）。

(2) あっせん員候補者

当委員会は、労働争議の解決に援助を与えるため、あっせん員候補者を次の基準によって委嘱している。すなわち、①現に委員の職にある者及び退任後1年以内の者、②事務局職員のうち管理職員全員及び審査調整課課長代理（調整担当）の職にある者並びに事務局職員としてあっせん員候補者に委嘱されたことのある再任用の職員、③現に東京都産業労働局雇用就業部長、同部労働環境課長、同部連絡調整担当課長、労働相談情報センター所長及び各労働相談情報センター事務所長の職にある者である（巻末あっせん員候補者名簿）。

(3) 特別調整委員

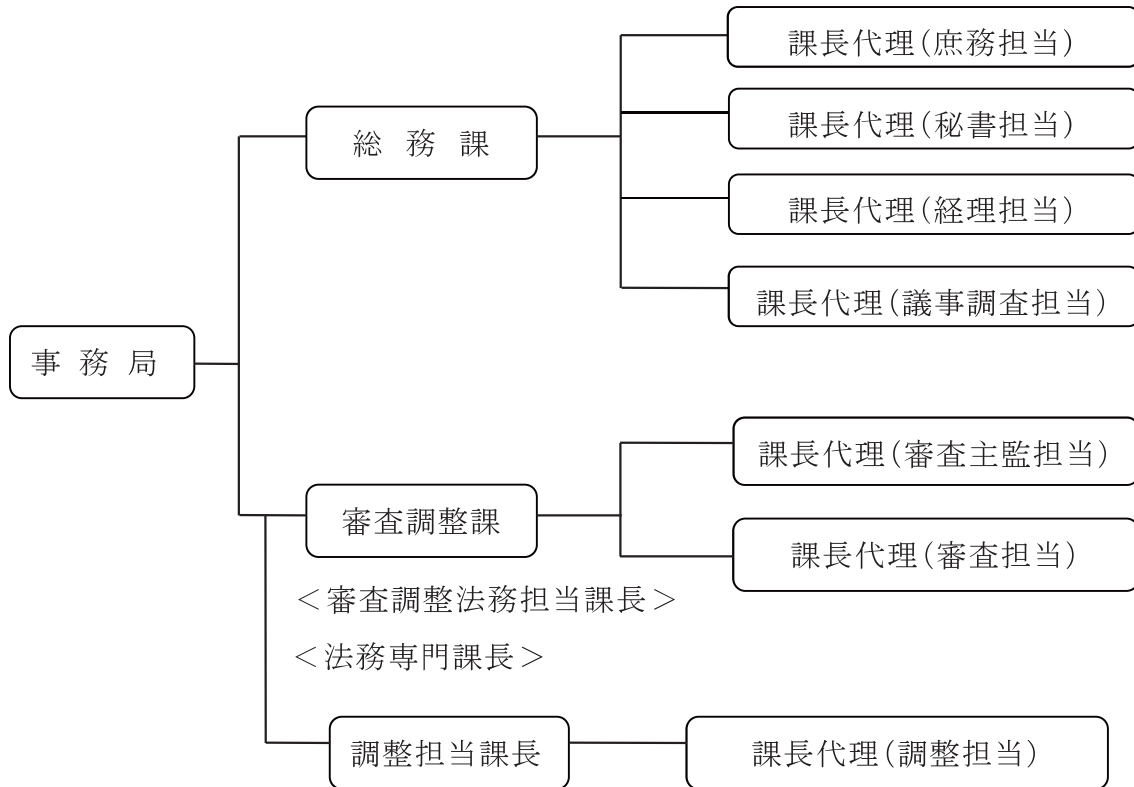
当委員会は、特別調整委員は置いていない。

2 事務局

当委員会では、その事務を整理するため、事務局が設置されている。

その組織は、当委員会の創設以来、いくたびか改変されてきたが、現在の組織は平成28年4月1日付けで改正されたもので、以下のとおりである。

なお、令和6年12月31日現在の職員定数は38名である。



第2節 運営

1 内部会議

(1) 総会

委員全員からなる会議で、原則として毎月第1・3火曜日に、定例的に開催している。令和6年は24回開催し、これにより昭和21年3月7日の第1回総会から数えて、年内に1,948回を迎えた。

(2) 公益委員会議

労働組合法第24条の2第2項及び第3項の規定によって、公益委員だけで行う会議であり、当委員会では委員の申合せにより、

原則として定例総会の日には、総会に先立って開催することとしている。令和6年には24回開催し、昭和24年7月16日の第1回公益委員会議から数えて、年内に1,855回を迎えた。

2 連絡協議会及び連絡会議

令和6年に開催された連絡協議会及び連絡会議の概要は以下のとおりである。

(1) 全国労働委員会関係

ア 第79回全国労働委員会連絡協議会総会

(11月14日～15日・一橋講堂)

議題1 退職代行等の営利事業が主目的と疑われる労働組合
に対する資格審査申請の対応について

議題2 審査の迅速化に向けた取組について

議題3 若年層に向けた労働委員会の取組の周知について

講演 近年における労働裁判例の動向

講師：元中央労働委員会会長代理 森戸英幸 氏

イ 全国労働委員会会長連絡会議（6月14日・岐阜県）

議題懇談 今後の労働委員会における個別労働関係紛争業務
の位置づけについて

講演 正社員と定年後再雇用有期嘱託職員との基本給格差
の不合理性

講師：東京大学大学院法学政治学研究科教授

神吉知郁子 氏

ウ 全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議

(11月14日・一橋講堂)

議題1 今後の労働基準関係法制等について

議題2 コンビニフランチャイズにおける加盟者の労組法上
の労働者性について

エ 全国労働委員会事務局長連絡会議（6月13日・岐阜県）

議題1 審査概況等について

議題2 調整事件等の概況について

議題懇談1 DXの進展を踏まえた不当労働行為事件の審査
やあっせん手続の取組について

議題懇談2 労働委員会と労働局との連携について

オ 全国労働委員会事務局調整主管課長会議（10月28日・中労委）

議題1 調整業務の運営について

議題2 都道府県労働委員会からの事例報告

議題3 都道府県労働委員会からの業務報告

カ 全国労働委員会事務局審査主管課長会議（10月29日・中労委）

議題1 中間収入の控除について

議題2 併合事件について

報告事項 中労委の民事訴訟のIT化への対応について 等

(2) 14都道府県労働委員会関係

ア 14都道府県労働委員会公益委員会議

（10月30日～31日・北海道）

議題1 申立人、申立人代理人、申立不当労働行為態様等に
関する各労委における特性と、係属日数や終結態様等
との関係について

議題2 地方公営企業から一般地方独立行政法人への移行の
際の労働組合の資格審査について

議題3 審問において敵性証人が申請された場合の対応につ
いて

イ 14都道府県労働委員会使用者委員会議

(7月5日・静岡県)

討議テーマ1 審査事件調査の充実と調査期日回数について

討議テーマ2 審査・あっせんにおける女性委員の活躍について

講演 最近の学生にみる”就活”環境の変化と入職時の法的諸問題

講師：静岡大学人文社会科学部法学科教授
本庄淳志 氏

ウ 14都道府県労働委員会事務局長連絡会議

(8月30日・新潟県)

議題1 個別あっせん事件の傾向について

議題2 総会・公益委員会議における委員のウェブ参加について

(3) 関東ブロック労働委員会関係

ア 第152回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会

(5月27日～28日・神奈川県)

議題1 集団・個別あっせんや不当労働行為の審査において、労働者性が争点となる事件への対応について

議題2 不当労働行為救済制度と労働委員会の役割・課題について

イ 第153回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会

(9月12日～13日・新潟県)

議題1 外国人を当事者とする不当労働行為事件等への対応について

議題2 就労観の多様化時代の労働条件について

ウ 第91回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議

(5月27日・神奈川県)

議題 請求する救済内容と命令書主文との関係(命令の上限)
について

エ 第92回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議

(9月12日・新潟県)

議題 不当労働行為救済命令における文書揭示の内容につい
て

オ 関東ブロック労働委員会事務局長連絡会議

(文書による議決・栃木県)

議題 令和7年度関東ブロック労働委員会諸会議開催計画
について

第 2 部 資 料

第2部 資料

<統計表>

1 労働争議の調整

第1表 調整事件取扱件数

(単位:件、%)

年 区分	平成27	28	29	30	令和元
取扱件数	97	103	89	83	69
前年繰越	10	16	16	23	21
新規開始	87	87	73	60	48
終結件数	81 [100.0]	87 [100.0]	66 [100.0]	62 [100.0]	53 [100.0]
解決	43 [53.1]	39 [44.8]	25 [37.9]	26 [41.9]	19 [35.8]
取下	10 [12.3]	14 [16.1]	12 [18.2]	8 [12.9]	7 [13.2]
打切	28 [34.6]	33 [37.9]	29 [43.9]	28 [45.2]	27 [50.9]
不調	-	-	-	-	-
裁定	-	-	-	-	-
解決率	60.6	54.2	46.3	48.1	41.3
終結率	83.5	84.5	74.2	74.7	76.8
次年繰越	16	16	23	21	16

注1) ()内数字は、調停件数で内数。

2) 解決率＝解決件数／取下・移管を除く終結件数×100

3) 28年の終結件数には、中央労働委員会に移管したもの1件が含まれている。

第2表 都道府県労委対比新規件数

(単位:件、%)

年 区分	令和2	3	4	5	6
東京都	56	83	50	59	45
全国	227	233	r173	185	160
比率	24.7	35.6	r28.9	31.9	28.1

(第1表つづき)

(単位:件、%)

区分 \ 年	令和2	3	4	5	6
取扱件数	72	(1) 94	77	75	61
前年繰越	16	11	27	16	16
新規開始	56	(1) 83	50	59	45
終結件数	61 [100.0]	(1) 67 [100.0]	61 [100.0]	59 [100.0]	49 [100.0]
解決	19 [31.1]	32 [47.8]	32 [52.5]	22 [37.3]	19 [38.8]
取下	6 [9.8]	7 [10.4]	5 [8.2]	5 [8.5]	4 [8.2]
打切	36 [59.0]	27 [40.3]	23 [37.7]	32 [54.2]	26 [53.1]
不調	-	-	-	-	-
裁定	-	-	-	-	-
解決率	34.5	54.2	58.2	40.7	42.2
終結率	84.7	71.3	79.2	78.7	80.3
次年繰越	11	27	16	16	12

注4) 終結率＝終結件数／取扱件数×100

5) 3年の終結件数には、埼玉県労働委員会に移管したものの1件が含まれている。

6) 4年の終結件数には、神奈川県労働委員会に移管したものの1件が含まれている。

第3表 1件当たり対象労働組合員数

(単位:件、人)

区分 \ 年	令和2	3	4	5	6
新規件数	56	83	50	59	45
労働組合員数	40,366	85,106	47,650	50,259	42,987
1件当たり労働組合員数	748	1,105	1,014	985	1,131

注) 1件当たり労働組合員数は労働組合員数不明事件を除いたものの平均。

第4表 調整開始事由別件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	令和2	3	4	5	6
総 数	56 [100.0]	83 [100.0]	50 [100.0]	59 [100.0]	45 [100.0]
組 合	45 [80.4]	70 [84.3]	44 [88.0]	49 [83.1]	37 [82.2]
使 用 者	11 [19.6]	10 [12.0]	6 [12.0]	10 [16.9]	8 [17.8]
双 方	-	3 [3.6]	-	-	-
職 権	-	-	-	-	-

第5表 加盟上部団体有無別件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	令和2	3	4	5	6
総 数	56 [100.0]	83 [100.0]	50 [100.0]	59 [100.0]	45 [100.0]
有	37 [66.1]	65 [78.3]	42 [84.0]	44 [74.6]	36 [80.0]
無	19 [33.9]	18 [21.7]	8 [16.0]	15 [25.4]	9 [20.0]

第6表 加盟上部団体系統別件数

(単位:件、%)

区分		年				
		令和2	3	4	5	6
総 数		37 [100.0]	65 [100.0]	42 [100.0]	44 [100.0]	36 [100.0]
連 合		12 [32.4]	23 [35.4]	14 [33.3]	15 [34.1]	7 [19.4]
	J A M	1	1	-	-	-
	J E C 連 合	-	-	-	-	1
	情 報 労 連	-	2	1	1	-
	U A ゼ ン セ ン 同 盟	-	-	-	-	-
	私 教 組	-	-	-	-	-
	連 合 ユ ニ オ ン	2	-	-	1	-
	全 国 ユ ニ オ ン	7	19	10	11	4
	そ の 他	2	1	3	2	2
全 労 連		9 [24.3]	15 [23.1]	11 [26.2]	18 [40.9]	14 [38.9]
	日 本 医 労 連	1	-	-	-	1
	建 交 労	-	-	-	-	-
	全 国 一 般	4	3	4	7	9
	全 印 総 連	-	-	-	1	1
	私 教 連	-	-	-	1	-
	J M I T U	1	1	1	4	3
	民 放 労 連	1	-	-	-	-
	自 交 総 連	-	1	-	-	-
	全 労 連 自 治 労 連	1	-	1	2	-
	そ の 他	1	10	5	3	-
上 記 以 外		16 [43.2]	27 [41.5]	17 [40.5]	11 [25.0]	15 [41.7]
全 労 協	全 国 一 般 東 京 労 組	1	1	4	-	-
	国 鉄 労 組	-	-	-	-	-
	そ の 他	5	20	7	6	6
	出 版 労 連	-	1	1	1	-
	航 空 連	1	-	-	-	1
	新 聞 労 連	-	-	1	-	1
	そ の 他	9	5	4	4	7

第7表 組合・企業の所在地別件数

(単位:件、%)

区分		年	令和2	3	4	5	6
組 合	総数		56 [100.0]	83 [100.0]	50 [100.0]	59 [100.0]	45 [100.0]
	都内	23区	49 [87.5]	77 [92.8]	46 [92.0]	54 [91.5]	40 [88.9]
		市・町・村	5 [8.9]	3 [3.6]	3 [6.0]	4 [6.8]	1 [2.2]
	都外		2 [3.6]	3 [3.6]	1 [2.0]	1 [1.7]	4 [8.9]
企 業	総数		56 [100.0]	83 [100.0]	50 [100.0]	59 [100.0]	45 [100.0]
	都内	23区	43 [76.8]	68 [81.9]	46 [92.0]	44 [74.6]	37 [82.2]
		市・町・村	8 [14.3]	2 [2.4]	2 [4.0]	3 [5.1]	3 [6.7]
	都外		5 [8.9]	13 [15.7]	2 [4.0]	12 [20.3]	5 [11.1]

第8表 別組合有無別件数

(単位:件、%)

区分		年	令和2	3	4	5	6
総数			56 [100.0]	83 [100.0]	50 [100.0]	59 [100.0]	45 [100.0]
有			5 [8.9]	9 [10.8]	5 [10.0]	7 [11.9]	6 [13.3]
無			51 [91.1]	74 [89.2]	45 [90.0]	52 [88.1]	39 [86.7]

第9表 従業員規模別件数

(単位:件、%)

規模 \ 年	令和2	3	4	5	6
総 数	56 [100.0]	83 [100.0]	50 [100.0]	59 [100.0]	45 [100.0]
49 人 以 下	18 [32.1]	27 [32.5]	23 [46.0]	21 [35.6]	11 [24.4]
50 ～ 99	8 [14.3]	7 [8.4]	4 [8.0]	8 [13.6]	5 [11.1]
100 ～ 199	3 [5.4]	8 [9.7]	3 [6.0]	5 [8.5]	1 [2.2]
200 ～ 299	3 [5.4]	2 [2.4]	2 [4.0]	3 [5.1]	3 [6.7]
300 ～ 499	2 [3.6]	9 [10.8]	-	-	-
500 ～ 999	7 [12.5]	6 [7.2]	7 [14.0]	5 [8.5]	3 [6.7]
1,000 人 以 上	9 [16.1]	14 [16.9]	6 [12.0]	7 [11.9]	14 [31.1]
不 詳	6 [10.7]	10 [12.1]	5 [10.0]	10 [17.0]	8 [17.8]

第10表 組合員規模別件数

(単位:件、%)

規模 \ 年	令和2	3	4	5	6
総 数	56 [100.0]	83 [100.0]	50 [100.0]	59 [100.0]	45 [100.0]
49 人 以 下	8 [14.3]	10 [12.1]	2 [4.0]	13 [22.0]	5 [11.1]
50 ～ 99	9 [16.1]	10 [12.1]	5 [10.0]	5 [8.5]	3 [6.7]
100 ～ 199	12 [21.4]	10 [12.1]	6 [12.0]	2 [3.4]	3 [6.7]
200 ～ 299	2 [3.6]	3 [3.6]	7 [14.0]	5 [8.5]	3 [6.7]
300 ～ 499	9 [16.1]	9 [10.8]	-	3 [5.1]	2 [4.4]
500 ～ 999	6 [10.7]	17 [20.4]	15 [30.0]	11 [18.6]	4 [8.9]
1,000 人 以 上	8 [14.3]	18 [21.7]	12 [24.0]	12 [20.3]	18 [40.0]
不 詳	2 [3.6]	6 [7.2]	3 [6.0]	8 [13.6]	7 [15.6]

第11表 産業別件数

(単位:件)

産業	年	件数				
		令和2	3	4	5	6
総数		56	83	50	59	45
A・B・C 農・林・漁・鉱		-	-	-	-	-
D 建設業		1	4	1	2	1
E 製造業		4	9	5	4	6
F 電気・ガス・ 熱供給・水道業		-	-	-	-	-
G 情報通信業		2	7	6	5	4
H 運輸・郵便業		10	8	6	11	6
I 卸売・小売業		4	9	3	4	3
J・K 金融・保険・ 不動産・物品賃貸業		3	2	2	4	2
L 学術研究・専門 サービス業		4	4	8	5	2
M 宿泊業・飲食 サービス業		8	5	2	1	3
N 生活関連サービ ス業・娯楽業		1	5	3	-	2
O 教育・学習支援業		3	6	5	9	7
P 医療・福祉		8	8	2	5	4
Q 複合サービス事業		1	2	-	1	-
R サービス業		7	14	7	8	5
S 公務		-	-	-	-	-
T 分類不能		-	-	-	-	-

(第11表つづき)

(単位:%)

産業	年	構成比				
		令和2	3	4	5	6
総数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A・B・C 農・林・漁・鉱		-	-	-	-	-
D 建設業		1.8	4.8	2.0	3.4	2.2
E 製造業		7.1	10.8	10.0	6.8	13.3
F 電気・ガス・ 熱供給・水道業		-	-	-	-	-
G 情報通信業		3.6	8.4	12.0	8.5	8.9
H 運輸・郵便業		17.9	9.6	12.0	18.6	13.3
I 卸売・小売業		7.1	10.8	6.0	6.8	6.7
J・K 金融・保険・ 不動産・物品賃貸業		5.4	2.4	4.0	6.8	4.4
L 学術研究・専門 サービス業		7.1	4.8	16.0	8.5	4.4
M 宿泊業・飲食 サービス業		14.3	6.0	4.0	1.7	6.7
N 生活関連サービ ス業・娯楽業		1.8	6.0	6.0	-	4.4
O 教育・学習支援業		5.4	7.2	10.0	15.3	15.6
P 医療・福祉		14.3	9.6	4.0	8.5	8.9
Q 複合サービス事業		1.8	2.4	-	1.7	-
R サービス業		12.5	16.9	14.0	13.6	11.1
S 公務		-	-	-	-	-
T 分類不能		-	-	-	-	-

第12-1表 製造業内訳

(単位:件)

内訳 \ 年	令和2	3	4	5	6
製造業総数	4	9	5	4	6
E09・10 食料品・飲料	1	-	1	1	3
E11 繊維	-	-	-	-	-
E12・13 木材・木製品・家具	-	-	-	-	1
E14 パルプ・紙・紙加工品	-	-	-	-	-
E15 印刷	1	1	-	-	-
E16・17 化学工業・石油・石炭	-	3	1	-	-
E18 プラスチック製品	-	-	1	-	-
E19・20 ゴム製品・皮革	-	-	-	-	-
E21 窯業・土石製品	-	-	-	-	-
E22・23・24 鉄鋼・非鉄金属・金属製品	-	1	-	2	1
E25・26 はん用・生産用機械器具	-	-	-	-	1
E27 業務用機械器具	-	1	-	1	-
E28 電子部品・デバイス・電子回路	-	-	1	-	-
E29 電気機械器具	1	1	1	-	-
E30 情報通信機械器具	-	-	-	-	-
E31 輸送用機械器具	1	-	-	-	-
E32 その他	-	2	-	-	-

第12-2表 サービス業内訳

(単位:件)

内訳	年				
	令和2	3	4	5	6
サービス業総数 ^注	20	28	20	14	12
L71 学術・開発研究機関	-	1	-	-	1
L72 専門サービス業(他に分類されないもの)	4	3	7	4	-
L73 広告業	-	-	-	-	1
L74 技術サービス業(他に分類されないもの)	-	-	1	1	-
M75 宿泊業	-	-	-	-	-
M76 飲食店	7	4	1	1	3
M77 持ち帰り・配達飲食サービス業	1	1	1	-	-
N78 洗濯・理容・美容・浴場業	-	-	-	-	1
N79 その他の生活関連サービス業	1	3	3	-	-
N80 娯楽業	-	2	-	-	1
R88 廃棄物処理業	-	-	-	-	-
R89・90 自動車整備業・機械等修理業	-	-	-	1	-
R91 職業紹介・労働者派遣業	3	5	1	-	3
R92 その他の事業サービス業	3	4	2	4	1
R93 政治・経済・文化団体	-	3	2	2	1
R94 宗教	-	1	-	-	-
R95 その他のサービス業	-	1	2	1	-
R96 外国公務	1	-	-	-	-

注)「学術研究・専門サービス業」、「宿泊業・飲食サービス業」、「生活関連サービス業・娯楽業」及び「サービス業」の合計

第13表 調整事項別内訳

(単位:件)

事項	年				
	令和2	3	4	5	6
総 数	116	192	109	128	118
1件当たり平均事項数	2.07	2.31	2.18	2.17	2.62
組合承認・組合活動等	3	3	1	5	5
協約締結・全面改定	-	2	1	5	2
協約効力・解釈	-	-	-	-	-
賃 金 等	31	51	26	24	31
賃 金 増 額	1	5	4	4	8
一 時 金	4	5	6	3	5
諸 手 当	6	6	5	6	6
その他賃金に関するもの	12	18	10	7	9
退職一時金・年金	2	6	-	-	2
解雇・休業手当	6	11	1	4	1
給与以外の労働条件	9	28	13	12	22
労 働 時 間	3	2	4	-	4
休 日 ・ 休 暇	2	2	1	1	3
作業方法の変更	-	2	-	-	1
定 年 制	1	4	2	1	1
その他の労働条件	3	18	6	10	13
経 営 又 は 人 事	28	43	25	40	20
事業休廃止・事業縮小	1	2	-	2	0
企業合併・営業譲渡	1	-	-	-	0
人 員 整 理	1	-	1	2	1
配 置 転 換	4	9	4	5	4
解 雇	17	25	16	28	14
その他の経営・人事	4	7	4	3	1
福 利 厚 生	1	2	-	1	0
団 交 促 進	33	50	37	35	35
事 前 協 議 制	-	1	1	-	2
そ の 他	11	12	5	6	1

第14表 団交促進の内訳

(単位:件)

事項	年	令和2	3	4	5	6
総数		51	87	52	r59	70
組合承認・組合活動等		-	2	-	5	3
協約締結・全面改定		-	-	1	3	2
協約効力・解釈		-	-	-	-	-
賃金等		17	34	18	17	24
賃金増額		1	5	3	3	6
一時金		3	5	5	2	2
諸手当		3	4	2	4	4
その他賃金に関するもの		7	10	8	5	9
退職一時金・年金		1	4	-	-	2
解雇・休業手当		2	6	-	3	1
給与以外の労働条件		8	20	10	9	19
労働時間		2	2	3	-	3
休日・休暇		2	1	1	1	2
作業方法の変更		-	2	-	-	1
定年制		1	3	1	1	1
その他の労働条件		3	12	5	7	12
経営又は人事		20	24	18	22	13
事業休廃止・事業縮小		1	-	-	1	-
企業合併・営業譲渡		1	-	-	-	-
人員整理		1	-	1	-	1
配置転換		4	4	2	2	3
解雇		10	14	11	16	9
その他の経営・人事		3	6	4	3	-
福利厚生		1	2	-	1	-
団交ルール設定・当事者の態度等		-	-	1	-	6
事前協議制		-	-	-	-	2
その他		5	5	4	2	1

注)団交促進事項が複数の事件があるため、総数は第13表「団交促進」欄の数値とは一致しない。

第15表 あっせん員構成別件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	令和2	3	4	5	6
あっせん総数	56 [100.0]	82 [100.0]	50 [100.0]	59 [100.0]	45 [100.0]
三者委員	19 [33.9]	38 [46.3]	16 [32.0]	20 [33.9]	10 [22.2]
公益委員	-	-	-	-	-
事務局職員	37 [66.1]	44 [53.7]	34 [68.0]	39 [66.1]	35 [77.8]

第16表 終結区分別平均所要日数

(単位:件、日)

区分 \ 年	令和2	3	4	5	6
総数	61 114.4	67 89.6	61 113.1	59 84.3	49 92.9
解決	19 138.4	32 76.9	32 150.3	22 118.2	19 139.5
取下	6 208.2	7 124.0	5 64.2	5 55.8	4 78.0
打切	36 86.1	27 95.6	23 71.8	32 65.4	26 61.0
不調	-	-	-	-	-
裁定	-	-	-	-	-

注1) 上段は件数、下段は平均日数。

2) 3年の総数欄の平均日数は、埼玉県労働委員会に移管された1件を除いた66件の平均である。

3) 4年の総数欄の平均日数は、神奈川県労働委員会に移管された1件を除いた60件の平均である。

第17表 解決事件・案提示有無別件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	令和2	3	4	5	6
総 数	19 [100.0]	32 [100.0]	32 [100.0]	22 [100.0]	19 [100.0]
提 示 あ り	1 [5.3]	-	-	1 [4.5]	1 [5.3]
提 示 な し	18 [94.7]	32 [100.0]	32 [100.0]	21 [95.5]	18 [94.7]

第18表 取下理由別件数

(単位:件、%)

理由 \ 年	令和2	3	4	5	6
総 数	6 [100.0]	7 [100.0]	5 [100.0]	5 [100.0]	4 [100.0]
自主交渉で解決、又はその見通しがつく	-	1 [14.2]	-	-	-
自主交渉で解決したい	1 [16.7]	-	1 [20.0]	1 [20.0]	-
審査手続又は裁判所で和解	-	-	-	-	-
不当労働行為事件命令交付	-	-	-	-	-
調停申請、不当労働行為申立、裁判所提訴	2 [33.3]	3 [42.9]	1 [20.0]	-	-
調整拒否	3 [50.0]	-	3 [60.0]	4 [80.0]	1 [25.0]
当事者主張固持歩みより困難	-	-	-	-	-
そ の 他	-	3 [42.9]	-	-	3 [75.0]

第19表 打切理由別件数

(単位:件、%)

理由 \ 年	令和2	3	4	5	6
総 数	36 [100.0]	27 [100.0]	23 [100.0]	32 [100.0]	26 [100.0]
調 整 拒 否	17 [47.2]	7 [25.9]	14 [60.9]	17 [53.1]	15 [57.7]
当事者主張固持 歩みより困難	19 [52.8]	20 [74.1]	9 [39.1]	15 [46.9]	11 [42.3]
案 拒 否	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-

第20表 実情調査取扱件数

(単位:件)

区分 \ 年	令和2	3	4	5	6
取 扱 件 数	127	129	107	119	119
前年からの繰越	42	39	31	33	32
開 始	85	90	76	86	87
終 結 件 数	88	98	74	87	66
解 決	88	96	72	87	66
打 切	-	1	1	0	0
移 行	-	1	1	0	0
次 年 繰 越	39	31	33	32	53

第21表 実情調査・業種別開始件数

(単位:件)

区分 \ 年	令和2	3	4	5	6
総 数	85	90	76	86	87
運 輸 ・ 通 信 業	3	2	3	3	12
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	-	-	-	-	-
廃 棄 物 処 理 業	18	17	17	15	3
医 療 業	64	71	56	67	72
保 健 衛 生 業	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	1	-

2 不当労働行為の審査

第22表 不当労働行為事件取扱件数

(単位:件、%)

区分	年	平成27	28	29	30	令和元
取扱件数		440	398	399	406	412
前年繰越		323	301	294	309	317
新規申立		117	97	105	97	95
終結件数		139 [100.0]	(1) 104 [100.0]	(5) 90 [100.0]	89 [100.0]	99 [100.0]
取下・和解		114 [82.0]	85 [81.7]	72 [80.0]	77 [86.5]	75 [75.8]
取下		19 [13.7]	16 [15.4]	5 [5.6]	10 [11.2]	15 [15.2]
無関与和解		11 [7.9]	12 [11.5]	16 [17.8]	10 [11.2]	12 [12.1]
関与和解		84 [60.4]	57 [54.8]	51 [56.7]	57 [64.0]	48 [48.5]
命令・決定		25 [18.0]	(1) 19 [18.3]	(5) 18 [20.0]	12 [13.5]	24 [24.2]
全部救済		6 [4.3]	(1) 3 [2.9]	(4) 12 [13.3]	3 [3.4]	10 [10.1]
一部救済		10 [7.2]	8 [7.7]	(1) 4 [4.4]	7 [7.9]	10 [10.1]
棄却		9 [6.5]	8 [7.7]	2 [2.2]	1 [1.1]	4 [4.0]
却下		-	-	-	1 [1.1]	-
救済率		44.0	40.0	80.4	54.2	62.5
終結率		31.6	26.1	22.6	21.9	24.0
次年繰越		301	294	309	317	313

注1) 件数欄の()内数字は、一部分離命令で外数。

2) 救済率 = (全部救済 + 一部救済 × 1/2) / 命令・決定 × 100、一部分離命令を含む。

3) 終結率 = 終結件数 / 取扱件数 × 100

(第22表つづき)

(単位:件、%)

区分	年	2	3	4	5	6
取扱件数		429	449	441	445	393
前年繰越		313	350	358	366	331
新規申立		116	99	83	79	62
終結件数		79 [100.0]	(2) 91 [100.0]	75 [100.0]	114 [100.0]	101 [100.0]
取下・和解		56 [70.9]	69 [75.8]	57 [76.0]	95 [83.3]	62 [61.4]
取下		10 [12.7]	19 [20.9]	13 [17.3]	14 [12.3]	13 [12.9]
無関与和解		22 [27.8]	12 [13.2]	13 [17.3]	16 [14.0]	8 [7.9]
関与和解		24 [30.4]	38 [41.8]	31 [41.3]	65 [57.0]	41 [40.6]
命令・決定		23 [29.1]	(2) 22 [24.2]	18 [24.0]	19 [16.7]	39 [38.6]
全部救済		8 [10.1]	9 [9.9]	4 [5.3]	4 [3.5]	4 [4.0]
一部救済		9 [11.4]	5 [5.5]	8 [10.7]	9 [7.9]	6 [5.9]
棄却		4 [5.1]	(1) 8 [8.8]	5 [6.7]	4 [3.5]	13 [12.9]
却下		2 [2.5]	(1) -	1 [1.3]	2 [1.8]	16 [15.8]
救済率		54.3	47.9	44.4	44.7	17.9
終結率		18.4	20.3	17.0	25.6	25.7
次年繰越		350	358	366	331	292

第23表 都道府県労委対比新規件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	令和2	3	4	5	6
東京都	116	99	83	79	62
全国	279	277	227	255	200
比率	41.6	35.7	36.6	31.0	31.0

第24表 申立人別件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	令和2	3	4	5	6
総数	116 [100.0]	99 [100.0]	83 [100.0]	79 [100.0]	62 [100.0]
個人	2 [1.7]	1 [1.0]	2 [2.4]	1 [1.3]	0 [0.0]
組合	89 [76.7]	76 [76.8]	68 [81.9]	61 [77.2]	52 [83.9]
上部組合	-	-	-	-	-
個人・組合	1 [0.9]	3 [3.0]	5 [6.0]	-	-
組合・上部組合	24 [20.7]	18 [18.2]	8 [9.6]	17 [21.5]	10 [16.1]
個人・上部組合	-	-	-	-	-
個人・組合・ 上部組合	-	1 [1.0]	-	-	-

第25表 企業の所在地別件数

(単位:件、%)

区分		年				
		令和2	3	4	5	6
総 数		116 [100.0]	99 [100.0]	83 [100.0]	79 [100.0]	62 [100.0]
都内	23 区	87 [75.0]	70 [70.7]	58 [69.9]	60 [75.9]	39 [62.9]
	市・町・村	6 [5.2]	6 [6.1]	8 [9.6]	2 [2.5]	6 [9.7]
都 外		23 [19.8]	23 [23.2]	17 [20.5]	17 [21.5]	17 [27.4]

第26表 従業員規模別件数

(単位:件、%)

規模		年				
		令和2	3	4	5	6
総 数		116 [100.0]	99 [100.0]	83 [100.0]	79 [100.0]	62 [100.0]
49 人 以 下		26 [22.4]	14 [14.1]	21 [25.3]	19 [24.1]	19 [30.6]
50 ~ 99		11 [9.5]	7 [7.1]	10 [12.0]	8 [10.1]	5 [8.1]
100 ~ 199		12 [10.3]	15 [15.2]	6 [7.2]	6 [7.6]	8 [12.9]
200 ~ 299		5 [4.3]	2 [2.0]	3 [3.6]	5 [6.3]	0 [0.0]
300 ~ 499		6 [5.2]	3 [3.0]	4 [4.8]	1 [1.3]	6 [9.7]
500 ~ 999		4 [3.4]	7 [7.1]	4 [4.8]	2 [2.5]	1 [1.6]
1,000 人 以 上		33 [28.4]	25 [25.2]	20 [24.1]	19 [24.1]	8 [12.9]
不 詳		19 [16.4]	26 [26.3]	15 [18.1]	19 [24.1]	15 [24.2]

第27表 別組合有無別件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	令和2	3	4	5	6
総数	114 [100.0]	98 [100.0]	82 [100.0]	78 [100.0]	62 [100.0]
有	25 [21.9]	23 [23.5]	17 [20.7]	14 [17.9]	11 [17.7]
無 (不明を含む)	89 [78.1]	75 [76.5]	65 [79.3]	64 [82.1]	51 [82.3]

注)個人申立てを含まない。

第28表 加盟上部団体有無別件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	令和2	3	4	5	6
総数	114 [100.0]	98 [100.0]	82 [100.0]	78 [100.0]	62 [100.0]
有	85 [74.6]	78 [79.6]	58 [70.7]	59 [75.6]	44 [71.0]
無	29 [25.4]	20 [20.4]	24 [29.3]	19 [24.4]	18 [29.0]

注)個人申立てを含まない。

第29表 加盟上部団体系統別件数

(単位:件、%)

区分		年				
		令和2	3	4	5	6
総 数		85 [100.0]	78 [100.0]	58 [100.0]	59 [100.0]	44 [100.0]
連 合		54 [63.5]	50 [64.1]	35 [60.3]	29 [49.2]	23 [52.3]
	J A M	5	12	2	1	-
	J E C 連 合	-	-	-	-	-
	U A ゼ ン セ ン	-	1	1	-	-
	政 労 連	-	-	1	-	-
	全 水 道	2	-	-	-	-
	情 報 労 連	1	2	-	1	-
	連 合 ユ ニ オ ン	9	8	6	3	5
	全 国 ユ ニ オ ン	36	25	23	22	18
	そ の 他	1	2	2	2	-
全 労 連		22 [25.9]	13 [16.7]	10 [17.2]	18 [30.5]	11 [25.0]
	日 本 医 労 連	2	1	1	-	-
	建 交 労	1	1	1	1	-
	全 国 一 般	6	6	2	5	3
	全 印 総 連	-	-	-	-	-
	私 教 連	1	-	-	1	-
	J M I T U	4	-	2	3	2
	自 交 総 連	2	-	-	-	-
	全 労 連 自 治 労 連	4	2	-	-	-
	そ の 他	2	3	4	8	6
上 記 以 外		9 [10.6]	15 [19.2]	13 [22.4]	12 [20.3]	10 [22.7]
全 労 協	全 国 一 般 東 京 労 組	3	4	3	1	1
	国 鉄 労 組	-	-	-	-	-
	そ の 他	4	3	5	6	5
	出 版 労 連	-	1	1	2	2
	航 空 連	-	2	-	-	-
	全 損 保	-	-	-	-	-
	外 銀 連	-	-	-	-	-
	電 算 労	-	-	-	-	-
	そ の 他	2	5	4	3	2

第30表 労働組合法第7条該当号別件数

(単位:件)

区分		年	件 数				
		令和2	3	4	5	6	
申 立 件 数		116	99	83	79	62	
大 分 類	1号関係	45	35	31	21	28	
	2号関係	82	76	67	68	52	
	3号関係	62	53	32	43	39	
	4号関係	2	2	2	4	2	
内 訳	1号	7	4	1	1	0	
	2号	41	38	38	30	17	
	3号	8	7	5	4	2	
	4号	-	-	1	1	-	
	1・2号	6	4	10	3	5	
	1・3号	18	10	9	4	7	
	1・4号	-	-	-	-	1	
	2・3号	22	19	8	21	15	
	2・4号	-	-	-	-	-	
	3・4号	-	-	-	-	-	
	1・2・3号	12	15	10	11	14	
	1・2・4号	-	-	1	-	-	
	1・3・4号	1	2	-	-	-	
	2・3・4号	-	-	-	1	-	
	1・2・3・4号	1	-	-	2	1	

注1) 大分類各号別件数は、内訳の号別件数を各号別に整理集計したもので、申立件数とは一致しない。

(第30表つづき)

(単位:%)

区分		年	構 成 比				
		令和2	3	4	5	6	
申 立 件 数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
大 分 類	1 号 関 係	38.8	35.4	37.3	26.6	45.2	
	2 号 関 係	70.7	76.8	80.7	86.1	83.9	
	3 号 関 係	53.4	53.5	38.6	54.4	62.9	
	4 号 関 係	1.7	2.0	2.4	5.1	3.2	
内 訳	1 号	6.0	4.0	1.2	1.3	0.0	
	2 号	35.3	38.4	45.8	38.0	27.4	
	3 号	6.9	7.1	6.0	5.1	3.2	
	4 号	-	-	1.2	1.3	-	
	1・2 号	5.2	4.0	12.0	3.8	8.1	
	1・3 号	15.5	10.1	10.8	5.1	11.3	
	1・4 号	-	-	-	-	1.6	
	2・3 号	19.0	19.2	9.6	26.6	24.2	
	2・4 号	-	-	-	-	-	
	3・4 号	-	-	-	-	-	
	1・2・3 号	10.3	15.2	12.0	13.9	22.6	
	1・2・4 号	-	-	1.2	-	-	
	1・3・4 号	0.9	2.0	-	-	-	
	2・3・4 号	-	-	-	1.3	-	
	1・2・3・4 号	0.9	-	-	2.5	1.6	

注2) 大分類各号別構成比は、申立件数に対するものである。

第31表 産業別件数

(単位:件)

産業	年	件数				
		令和2	3	4	5	6
総数		116	99	83	79	62
A・B・C 農・林・漁・鉱		-	-	1	-	1
D 建設業		2	5	7	1	3
E 製造業		9	10	11	7	3
F 電気・ガス・ 熱供給・水道業		7	1	1	-	-
G 情報通信業		13	6	6	6	8
H 運輸・郵便業		20	14	6	14	9
I 卸売・小売業		9	12	9	7	1
J・K 金融・保険・ 不動産・物品賃貸業		3	5	3	3	2
L 学術研究・専門 サービス業		3	2	4	7	1
M 宿泊業・飲食 サービス業		5	9	3	3	1
N 生活関連サービ ス業・娯楽業		2	4	1	4	4
O 教育・学習支援業		11	10	11	10	9
P 医療・福祉		16	13	9	2	9
Q 複合サービス事業		2	-	-	2	-
R サービス業		12	7	11	11	10
S 公務		2	-	-	1	1
T 分類不能		-	1	-	1	-

(第31表つづき)

(単位:%)

産業	年	構成比				
		令和2	3	4	5	6
総数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A・B・C 農・林・漁・鉱		-	-	1.2	-	1.6
D 建設業		1.7	5.1	8.4	1.3	4.8
E 製造業		7.8	10.1	13.3	8.9	4.8
F 電気・ガス・ 熱供給・水道業		6.0	1.0	1.2	-	-
G 情報通信業		11.2	6.1	7.2	7.6	12.9
H 運輸・郵便業		17.2	14.1	7.2	17.7	14.5
I 卸売・小売業		7.8	12.1	10.8	8.9	1.6
J・K 金融・保険・ 不動産・物品賃貸業		2.6	5.1	3.6	3.8	3.2
L 学術研究・専門 サービス業		2.6	2.0	4.8	8.9	1.6
M 宿泊業・飲食 サービス業		4.3	9.1	3.6	3.8	1.6
N 生活関連サービ ス業・娯楽業		1.7	4.0	1.2	5.1	6.5
O 教育・学習支援業		9.5	10.1	13.3	12.7	14.5
P 医療・福祉		13.8	13.1	10.8	2.5	14.5
Q 複合サービス事業		1.7	-	-	2.5	-
R サービス業		10.3	7.1	13.3	13.9	16.1
S 公務		1.7	-	-	1.3	1.6
T 分類不能		-	1.0	-	1.3	-

第32-1表 製造業内訳

(単位:件)

内訳	年				
	令和2	3	4	5	6
製造業総数	9	8	10	7	3
E09・10 食料品・飲料	-	-	-	1	-
E11 繊維	-	-	-	-	-
E12・13 木材・木製品・家具	-	-	-	-	-
E14 パルプ・紙・紙加工品	-	-	-	-	-
E15 印刷	1	1	-	-	-
E16・17 化学工業・石油・石炭	3	2	3	-	-
E18 プラスチック製品	-	-	2	-	-
E19・20 ゴム製品・皮革	1	-	-	-	1
E21 窯業・土石製品	-	1	-	-	-
E22・23・24 鉄鋼・非鉄金属・金属製品	1	3	-	1	-
E25・26 はん用・生産用機械器具	-	-	-	-	-
E27 業務用機械器具	1	1	1	2	1
E28 電子部品・デバイス・電子回路	-	-	1	-	-
E29 電気機械器具	1	-	1	1	-
E30 情報通信機械器具	1	-	1	-	1
E31 輸送用機械器具	-	-	1	-	-
E32 その他	-	-	-	2	-

第32-2表 サービス業内訳

(単位:件)

内訳	年				
	令和2	3	4	5	6
サービス業総数 ^注	22	22	19	25	16
L71 学術・開発研究機関	-	1	1	2	1
L72 専門サービス業 (他に分類されないもの)	2	-	1	3	-
L73 広告業	1	-	-	1	-
L74 技術サービス業 (他に分類されないもの)	-	1	2	1	-
M75 宿泊業	1	1	-	-	-
M76 飲食店	4	7	3	3	1
M77 持ち帰り・配達飲食 サービス業	-	1	-	-	-
N78 洗濯・理容・美容・浴場業	-	1	-	2	1
N79 その他の生活関連 サービス業	1	2	-	-	-
N80 娯楽業	1	1	1	2	3
R88 廃棄物処理業	-	1	1	1	-
R89・90 自動車整備業・機械 等修理業	-	-	-	1	4
R91 職業紹介・労働者派遣業	5	3	5	4	3
R92 その他の事業サービス業	4	2	2	2	1
R93 政治・経済・文化団体	1	-	-	3	2
R94 宗教	-	-	-	-	-
R95 その他のサービス業	2	-	3	-	-
R96 外国公務	-	1	-	-	-

注)「学術研究・専門サービス業」、「宿泊業・飲食サービス業」、「生活関連サービス業・娯楽業」、及び「サービス業」の合計

第33表 審査等実施回数

(単位:回)

区分 \ 年	令和2	3	4	5	6
総 数	732	957	961	914	824
調 査	507	694	695	639	537
審 問	36	61	37	46	46
和 解	2	8	1	2	2
そ の 他	187	194	228	227	239

注)「その他」は立会団交・事情聴取・打合せ等の合計である。

第34表 終結事件・審査状況

(単位:件、回、人、日)

区分 \ 年	令和2	3	4	5	6
終 結 件 数	79	91	75	114	101
平均 調査回数	5.5	5.9	7.4	6.7	7.5
平均 審問回数	0.5	0.4	0.5	0.4	0.6
平均 証人数	0.9	0.7	0.7	0.5	1.1
平均 所要日数	492.0	496.7	642.0	684.3	2,155.5
うち、命令事件	23	22	18	19	39
平均 調査回数	9.6	9.6	11.7	11.1	6.3
平均 審問回数	1.7	1.5	2.0	1.7	0.8
平均 証人数	2.8	2.3	2.6	2.5	1.2
平均 所要日数	866.3	894.5	1,053.4	959.4	4,209.3

注)一部分離命令は含まない。

第35表 終結事件・調査、審問回数別件数

(単位:件、回)

区分	令和2		3		4		5		6	
	調査	審問	調査	審問	調査	審問	調査	審問	調査	審問
終結件数	79		91		75		114		101	
1回	10	1	3	3	5	5	11	4	4	9
2回	10	11	8	12	5	8	7	13	5	12
3回	4	5	9	4	6	3	7	4	9	5
4回	5	-	8	-	10	1	12	-	5	-
5回	8	1	10	-	2	1	4	-	9	-
6回	5	-	11	-	5	-	6	-	3	-
7回	4	-	8	-	7	-	8	-	5	-
8回	3	-	3	-	9	-	9	-	7	-
9回	3	-	6	-	4	-	4	-	4	-
10回以上	17	-	16	-	18	-	27	-	31	-
0回	10	61	9	72	4	57	19	93	19	75
総回数	437	43	538	39	556	39	698	42	756	48

注)一部分離命令は含まない。

第36表 終結事件・証人数別件数

(単位:件、人)

区分 \ 年	令和2	3	4	5	6
終 結 件 数	79	91	75	114	101
1 ～ 5 人	16	14	12	17	25
6 ～ 10 人	2	4	3	2	1
11 ～ 15 人	-	-	-	-	-
16 ～ 20 人	-	-	-	-	-
21 人 以 上	-	-	-	-	-
証 人 な し	61	73	60	95	75
証 人 総 数	72	68	53	62	81

注) 一部分離命令は含まない。

第37-1表 終結区分別平均所要日数

(単位:日)

区分	年				
	令和2	3	4	5	6
総平均日数	492.0	496.7	642.0	684.3	2,155.5
全部救済	631.3	845.2	927.5	1,103.3	1,069.3
一部救済	1,001.3	815.8	1,059.5	1,058.4	1,091.8
棄却	1,048.0	999.0	1,221.0	953.5	926.2
却下	835.0	-	670.0	237.5	8,830.9
関与和解	311.0	397.1	555.1	726.5	645.8
無関与和解	342.6	315.5	405.5	392.9	978.6
その他取下	394.5	349.7	516.3	447.6	1,479.3

注)一部分離命令は含まない。

第37-2表 終結区分別平均所要日数(民間のみ)

(単位:日)

区分	年				
	令和2	3	4	5	6
総平均日数	492.0	r496.7	642.0	684.3	2,155.5
うち民間	494.2	485.3	641.7	684.3	796.1
全部救済	631.3	845.2	927.5	1,103.3	1,069.3
一部救済	1,001.3	815.8	1,059.5	1,058.4	1,091.8
棄却	1,048.0	945.4	1,221.0	953.5	926.2
却下	310.6	-	-	237.5	1,767.0
関与和解	342.6	390.7	555.1	726.5	658.8
無関与和解	394.5	315.5	405.5	392.9	978.6
取下	835.0	349.7	516.3	447.6	660.4
終結事件総数	r79	r91	75	114	101
終結事件数 (民間関係)	r78	r89	74	114	83

注)一部分離命令は含まない。

第37-3表 終結区分別平均所要日数(長期係属事件を除く)

(単位:日)

区分		年				
		令和2	3	4	5	6
総平均日数		492.0	r496.7	642.0	684.3	2,155.5
	うち、長期以外	474.3	496.7	624.3	549.1	680.6
	全部救済	631.3	845.2	927.5	726.0	1,069.3
	一部救済	892.0	815.8	1,059.5	r1058.4	1,091.8
	棄却	1,048.0	999.0	1,221.0	953.5	926.2
	却下	311.0	-	670.0	237.5	1,767.0
	関与和解	342.6	397.1	508.5	512.0	501.8
	無関与和解	394.5	315.5	405.5	392.9	496.3
	取下	835.0	349.7	516.3	447.6	660.4
終結事件総数		79	r91	75	114	101
終結事件数 (長期以外)		78	91	74	107	80

注1) 一部分離命令は含まない。

2) 「長期係属事件」とは、申立てから終結まで5年以上を要したものの。

第38表 審査の実効確保の措置申立・勧告等件数

(単位:件)

区分		年				
		令和2	3	4	5	6
措置申立件数		17	22	15	15	14
勧告等措置件数		7	12	8	12	4
	規則40条による勧告	-	1	-	-	-
	その他の措置	7	11	8	12	4
	文書	5	4	4	6	2
	口頭	2	7	4	6	2

- 注1) 1件の措置申立てに対して複数の措置がなされること、複数の措置申立てに対して1件の措置がなされることがある。
 2) 勧告等が措置申立ての翌年以降になされることもあるが、その件数は措置申立てのあった年の措置件数に含めている。
 3) 措置件数及びその内訳は、令和7年1月末現在のものである。

3 労働組合の資格審査

第39表 資格審査取扱件数

(単位:件、%)

区分	年	平成27	28	29	30	令和元
取扱件数		385	318	327	328	336
	前年繰越	230	191	182	198	204
	新規申請	155	127	145	130	132
終結件数		194 [100.0]	136 [100.0]	129 [100.0]	124 [100.0]	143 [100.0]
	取下	3 [1.5]	2 [1.5]	1 [0.8]	2 [1.6]	1 [0.7]
	打切	136 [70.1]	94 [69.1]	78 [60.5]	87 [70.2]	88 [61.5]
	資格あり	55 [28.4]	40 [29.4]	50 [38.8]	34 [27.4]	54 [37.8]
	補正勧告あり	-	-	-	-	-
	補正勧告なし	55	40	50	34	54
	資格なし	-	-	-	1 [0.8]	-
次年繰越		191	182	198	204	193

第40表 都道府県労委対比新規件数

(単位:件、%)

区分	年	令和2	3	4	5	6
東京都		163	147	100	117	97
全国		470	418	375	399	362
比率		34.7	35.2	26.7	29.3	26.8

(第39表つづき)

(単位:件、%)

区分		年				
		令和2	3	4	5	6
取扱件数		356	396	r367	r382	326
前年繰越		193	249	r267	r265	r229
新規申請		163	147	100	117	97
終結件数		107 [100.0]	r129 [100.0]	102 [100.0]	153 [100.0]	126 [100.0]
取 下		1 [0.9]	1 [0.8]	2 [2.0]	0 [0.0]	2 [1.6]
打 切		60 [56.1]	r75 [58.1]	65 [63.7]	119 [77.8]	81 [64.3]
資 格 あ り		45 [42.1]	53 [41.1]	35 [34.3]	34 [22.2]	40 [31.7]
補正勧告あり		-	-	-	-	-
補正勧告なし		45	53	35	34	40
資 格 な し		1 [0.9]	-	-	-	3 [2.4]
次 年 繰 越		249	r267	r265	r229	200

第41表 係属事由別新規件数

(単位:件)

区分		年				
		令和2	3	4	5	6
総 数		163	147	100	117	97
不当労働行為		144	120	89	103	73
法人登記		17	18	11	10	22
委員推薦		-	5	-	4	-
労働者供給事業		2	4	-	-	2

第42表 係属事由別終結件数

(単位:件)

区分	取扱件数	終結件数					次年繰越
			取下	打切	資格あり	資格なし	
総数	326	126	2	81	40	3	200
不当労働行為	300	106	-	81	24	1	194
法人登記	24	18	2	-	14	2	6
委員推薦	-	-	-	-	-	-	-
労働者供給事業	2	2	-	-	2	-	-

第43表 係属事由別平均所要日数

(単位:日)

区分	令和2	3	4	5	6
総平均日数	426.7	432.0	597.3	697.5	701.6
不当労働行為	499.7	521.7	671.5	764.5	821.0
法人登記	76.7	76.6	167.2	105.0	73.4
委員推薦	-	20.6	-	15.0	
労働者供給事業	187.0	43.8	-	-	30.0

4 相談

第44表 相談件数

(単位:件)

区分 \ 年	令和2	3	4	5	6
総 数	1,266 r(336)	1,206 (330)	1,126 (234)	1,180 r(257)	1,208 (204)
調整に関するもの	248 (56)	238 (83)	219 (50)	237 (59)	211 (45)
不当労働行為に 関するもの	320 (116)	274 (99)	272 (83)	267 (79)	254 (62)
資格審査に 関するもの	298 (163)	279 (147)	207 (100)	219 (117)	245 (97)
その他の相談	400 (1)	415 (1)	428 (1)	457 (2)	498 (0)

注) ()内件数は、申請・申立件数で内数。

<名 簿>

第46期東京都労働委員会委員名簿

令和6年12月31日現在

区分	氏名	現職	就任日
公益委員	会長 だん とう じょう じ 團 藤 丈 士	元名古屋高等裁判所長官	05・12・1
	会長代理 おお た はる お 太 田 治 夫	弁護士（東京弁護士会）	03・12・1
	会長代理 みず まち ゆう いち ろう 水 町 勇 一 郎	早稲田大学 法学学術院教授	23・1・15
	かき うち しゅう すけ 垣 内 秀 介	東京大学大学院 法学政治学研究科教授	03・3・1
	かさ ぎ え り 笠 木 映 里	東京大学大学院 法学政治学研究科教授	06・12・1
	かん き ち か こ 神 吉 知 郁 子	東京大学大学院 法学政治学研究科教授	05・12・1
	きた い く み こ 北 井 久 美 子	弁護士（第二東京弁護士会）	03・12・1
	た むら たつ ひさ 田 村 達 久	早稲田大学 法学学術院教授	元・12・1
	とみ なが こう いち 富 永 晃 一	上智大学 法学部教授	03・12・1
	にし むら み か 西 村 美 香	成蹊大学 法学部教授	03・12・1
	ふくしま かな え 福 島 かな え	弁護士（第一東京弁護士会）	05・12・1
	もり まど か 森 円 香	弁護士（第二東京弁護士会）	05・12・1
わた なべ あつ こ 渡 邊 敦 子	弁護士（東京弁護士会）	03・12・1	

区分	氏名	現職	就任日
労働者委員	うら の ふさ こ 浦 野 英 子	東京都電力総連 特別執行委員	05・12・1
	かわ かみ せい じ 川 上 晴 司	JAM東京千葉 参与	30・6・1
	きた けん いち 北 健 一 (た なか ひろ ひさ 田 中 弘 尚)	日本出版労働組合連合会 副委員長	03・12・1
	く ほ じゅん いち ろう 久 保 潤 一 郎	連合東京 労働局・局長	29・12・1
	さい とう よし ゆき 齊 藤 好 行	情報労連東京都協議会 特別幹事	元・12・1
	つち や りょう 土 屋 亮	運輸労連東京 執行委員長	05・12・1
	に き えい いち 二 木 栄 一	自動車総連東京地方協議会 議長	05・12・1
	ひ の あさ み 日 野 麻 美	自治労東京都本部 特別中央執行委員	05・12・1
	ほか その こう じ 外 園 幸 一	電機連合東京地方協議会 特別常任幹事	元・12・1
	まち た よし ひろ 町 田 吉 宏	UAゼンセン東京都支部 参与	05・12・1
	もり はる み 森 治 美	全労連・全国一般労働組合 東京地方本部 副委員長	27・12・1
	やす た きよ 安 田 潔	東京交通労働組合 顧問	03・12・1
よこ やま よう こ 横 山 陽 子	UAゼンセン東京都支部 参与	03・12・1	

区分	氏名	現職	就任日
使用者委員	あさ か ひろし 朝 香 博	株式会社東商サポート&サービス 顧問	05・12・1
	いし かわ すなお 石 川 直	株式会社資生堂 社友	05・12・1
	いし かわ すみ ひこ 石 川 純 彦	一般社団法人東京経営者協会 参与	29・12・1
	いわ した しゅう いち 岩 下 秀 市	明治ホールディングス株式会社 顧問	元・12・1
	くま た きょう こ 熊 田 京 子	東日本電信電話株式会社 社友	元・12・1
	くら はし ゆき のり 倉 橋 幸 則	KDDI株式会社 社友	03・12・1
	くろ ばね じ ろう 黒 羽 二 朗	TOPPANエッジ株式会社 顧問	元・12・1
	さ の みち のり 佐 野 通 則	東京都中小企業組合士協会 理事	03・12・1
	たか た あつ ひこ 高 田 淳 彦	鹿島建設株式会社 社友	05・10・16
	た が や まさる 多 賀 谷 勝	東京都中小企業組合士協会 理事	05・12・1
	まつ た じ ろう 松 田 二 郎	東京都中小企業団体中央会 副会長	元・12・1
	みや した けい こ 宮 下 恵 子	全日本空輸株式会社 社友	29・12・1
わ た よし ひろ 和 田 慶 宏	旭化成株式会社 社友	03・12・1	

退任委員名簿（令和6年）

（公益委員）

氏名	現職・経歴	委員歴
かな い やす お 金 井 康 雄	元札幌高等裁判所長官	29・12・1 ～6・7・2

東京都労働委員会あっせん員候補者名簿

令和7年1月1日現在

氏 名	現 職 ・ 経 歴	委嘱年月日
だん どう じょう じ 團 藤 丈 士	東京都労働委員会会長 元名古屋高等裁判所長官	05・12・5
おお た はる お 太 田 治 夫	東京都労働委員会会長代理 弁護士(東京弁護士会)	03・12・2
みず まち ゆう いち ろう 水 町 勇 一 郎	東京都労働委員会会長代理 早稲田大学 法学学術院教授	23・1・25
かき うち しゅう すけ 垣 内 秀 介	東京都労働委員会委員 東京大学大学院 法学政治学研究科 教授	03・3・2
かき き え り 笠 木 映 里	東京都労働委員会委員 東京大学大学院 法学政治学研究科 教授	06・12・3
かん き ち か こ 神 吉 知 郁 子	東京都労働委員会委員 東京大学大学院 法学政治学研究科 教授	05・12・5
きた い く み こ 北 井 久 美 子	東京都労働委員会委員 弁護士(第二東京弁護士会)	03・12・2
た むら たつ ひさ 田 村 達 久	東京都労働委員会委員 早稲田大学 法学学術院教授	元・12・2
とみ なが こう いち 富 永 晃 一	東京都労働委員会委員 上智大学 法学部教授	03・12・2
にし むら み か 西 村 美 香	東京都労働委員会委員 成蹊大学 法学部教授	03・12・2
ふくしま かな え 福 島 かな え	東京都労働委員会委員 弁護士(第一東京弁護士会)	05・12・5
もり まど か 森 円 香	東京都労働委員会委員 弁護士(第二東京弁護士会)	05・12・5
わた なべ あつ こ 渡 邊 敦 子	東京都労働委員会委員 弁護士(東京弁護士会)	03・12・2

氏 名	現 職 ・ 経 歴	委嘱年月日
うら の ぶさ こ 浦 野 英 子	東京都労働委員会委員 東京都電力総連 特別執行委員	05・12・5
かわ かみ せい じ 川 上 晴 司	東京都労働委員会委員 JAM東京千葉 参与	30・6・5
きた けん いち 北 健 一 (た なか ひろ ひさ 田 中 弘 尚)	東京都労働委員会委員 日本出版労働組合連合会 副委員長	03・12・2
く ぼ じゅん いち ろう 久 保 潤 一 郎	東京都労働委員会委員 連合東京労働局・局長	29・12・5
さい とう よし ゆき 齊 藤 好 行	東京都労働委員会委員 情報労連東京都協議会 特別幹事	元・12・2
つち や りょう 土 屋 亮	東京都労働委員会委員 運輸労連東京 執行委員長	05・12・5
に き えい いち 二 木 栄 一	東京都労働委員会委員 自動車総連東京地方協議会 議長	05・12・5
ひ の あさ み 日 野 麻 美	東京都労働委員会委員 自治労東京都本部 特別中央執行委員	05・12・5
ほか ぞの こう じ 外 圍 幸 二	東京都労働委員会委員 電機連合東京地方協議会 特別常任幹事	元・12・2
まち た よし ひろ 町 田 吉 宏	東京都労働委員会委員 UAゼンセン東京都支部 参与	05・12・5
もり はる み 森 治 美	東京都労働委員会委員 全労連・全国一般労働組合 東京地方本部 副委員長	27・12・4
やす た きよ 安 田 潔	東京都労働委員会委員 東京交通労働組合 顧問	03・12・2
よこ やま よう こ 横 山 陽 子	東京都労働委員会委員 UAゼンセン東京都支部 参与	03・12・2

氏 名	現 職 ・ 経 歴	委嘱年月日
あき 朝 香 ひろし 博	東京都労働委員会委員 株式会社東商サポート&サービス 顧問	05・12・5
いし 石 川 すなお 直	東京都労働委員会委員 株式会社資生堂 社友	05・12・5
いし 石 川 すみ 純 ひに 彦	東京都労働委員会委員 一般社団法人東京経営者協会 参与	29・12・5
いわ 岩 下 しゅう 秀 いち 市	東京都労働委員会委員 明治ホールディングス株式会社 顧問	元・12・2
くま 熊 田 きょう 京 こ 子	東京都労働委員会委員 東日本電信電話株式会社 社友	元・12・2
くら 倉 橋 ゆき 幸 のり 則	東京都労働委員会委員 KDDI株式会社 社友	03・12・2
くろ 黒 羽 じ 二 ろう 朗	東京都労働委員会委員 TOPPANエッジ株式会社 顧問	元・12・2
さ の 野 みち 通 のり 則	東京都労働委員会委員 東京都中小企業組合士協会 理事	03・12・2
たか 高 田 あつ 淳 ひに 彦	東京都労働委員会委員 鹿島建設株式会社 社友	05・10・17
た が 賀 や 谷 まさる 勝	東京都労働委員会委員 東京都中小企業組合士協会 理事	05・12・5
まつ 松 田 じ 二 ろう 郎	東京都労働委員会委員 東京都中小企業団体中央会 副会長	元・12・2
みや 宮 下 けい 恵 こ 子	東京都労働委員会委員 全日本空輸株式会社 社友	29・12・5
わ 和 田 よし 慶 ひろ 宏	東京都労働委員会委員 旭化成株式会社 社友	03・12・2
うち 内 田 たか 隆 ふみ 文	前東京都労働委員会委員	23・12・2

氏 名	現 職 ・ 経 歴	委嘱年月日
ほりこしやえこ 堀越弥栄子	東京都労働委員会事務局 事務局長	06・4・2
ふくだたかよし 福田孝由	東京都労働委員会事務局 総務課長	06・4・2
いしばしふさこ 石橋房子	東京都労働委員会事務局 審査調整課長	06・4・2
はぎわらこうたろう 萩原幸太郎	東京都労働委員会事務局 調整担当課長	04・4・5
かないゆきこ 金井有紀子	東京都労働委員会事務局 審査調整法務担当課長	05・10・3
のぐちあきら 野口明	東京都労働委員会事務局 審査調整法務担当課長	04・4・5
むらかみえいち 村上英一	東京都労働委員会事務局 法務専門課長	27・4・7
いしだたく 石田拓	東京都労働委員会事務局 審査調整課 統括課長代理	04・4・5
たねむらかずお 種村和夫	東京都労働委員会事務局 審査調整課 統括課長代理	05・4・4
たんのあきこ 丹野明子	東京都労働委員会事務局 審査調整課 課長代理	02・4・7
かじわらみちよ 梶原道代	東京都労働委員会事務局 審査調整課 課長代理	05・4・4
いしばしけんじゅ 石橋健樹	東京都労働委員会事務局 審査調整課 課長代理	06・4・2

氏 名	現 職 ・ 経 歴	委嘱年月日
うち だ とも こ 内 田 知 子	東京都産業労働局 雇用就業部長	05・4・4
すぎ た ひろ し 杉 田 裕 志	東京都労働相談情報センター 所長	05・4・4
た なか けい すけ 田 中 啓 介	東京都産業労働局 雇用就業部 労働環境課長	05・4・4
やまもと 山本 あずみ	東京都産業労働局 雇用就業部 連絡調整担当課長	06・4・2
よこ もり なお き 横 森 直 樹	東京都労働相談情報センター 大崎事務所長	06・4・2
みや ち あき こ 宮 地 明 子	東京都労働相談情報センター 池袋事務所長	06・4・2
き でら まさ ひこ 木 寺 昌 彦	東京都労働相談情報センター 亀戸事務所長	06・4・2
いわ もと なぎ さ 岩 本 浪 砂	東京都労働相談情報センター 多摩事務所長	06・4・2
まつ い る な こ 松 井 る な 子	東京都労働相談情報センター 青山事務所長	06・9・3

都 労 委 年 報

令 和 6 年

令和 7 年 4 月 発行

登録番号 (6) 3

編 集 東京都労働委員会事務局総務課

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

電話 (03) 5320-6981 (ダイヤルイン)

ホームページ <http://www.toroui.metro.tokyo.jp/>

印 刷 (株)ファルコンプリント

東京都江戸川区中央3-19-19

電話 (03) 5646-2311

石油系溶剤を含まないインキを使用しています



古紙配合率70%再生紙を使用しています。

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。